
令和3年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和3年9月9日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

令和3年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についての撤回の件」
- 日程第2 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についての撤回の件」
- 日程第1 一般質問
-

出席議員 (11名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
6番 池永 巖君	7番 鞆野 希昭君
8番 工藤 久司君	9番 武道 修司君
10番 池亀 豊君	12番 信田 博見君
14番 塩田 文男君	

欠席議員 (3名)

5番 丸山 年弘君	11番 田村 兼光君
13番 田原 宗憲君	

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君
総務係長 城山 琴美君

課長補佐 横内 秀樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長				石井 紫君
総務課長	元島 信一君	企画財政課長	椎野 満博君
まちづくり振興課長	...	桑野 智君	人権課長	樽本 知也君
税務課長	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	...	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	武道 博君
学校教育課長	野正 修司君	生涯学習課長	古市 照雄君
監査事務局長	田村 貴志君			

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
宗 晶子	1. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について	①医療ひっ迫が心配される中、町民が感染した場合は、現時点でどのような医療体制なのか ②自宅療養の際、町として感染者への食事提供や家族のケアは実施できるのか ③妊婦への対応は
	2. 新学期に向けた感染症対策について	①町内小中学校の対応について、短縮授業実施及び解除の判断基準は ②登校できない児童生徒への学習機会確保の状況について問う ③不織布マスクの児童・生徒への配布は可能か ④ワクチン接種する・しないに対してのイジメなどが発生しないための取組みは
	3. 福岡労働局からの指導について	①包括業務委託事業に対するの指導内容は ②どのように改善し、再発防止に努めているか
	4. 重要土地等利用規制法について	①この法律は、外国人の土地利用を規制する法律なのか ②第13条に基づく土地所有権移転等の契約締結の際の総理大臣への届け出は、自治体を通じて行うのか ③第22条に基づき自治体の長が提供する資料とは。 意見開陳・その他の協力はするのか
塩田 文男	1. 町営住宅家賃の長期滞納者について	①滞納状況 ②今後の取組み ③民間徴収委託の考えは

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
池亀 豊	1. コロナ禍の子どもたち、学校、教育、権利について	<p>① 小中学校の新型コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>② 「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫学校を設置 ・将来的に小学校の統合 について <p>又、築上町総合教育会議で、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方について（案）の提案に至った議論の経過について</p> <p>③ 「夜間中学へようこそ」という本で、生徒が「あたしね 昼間の学校についていけなかったの 何をやってものろくて早く早くなって言われるほどどうしたらいいか分からなくて 学校に行けなくなっちゃったの」と話す場面がある。学校は子どもたちにとって切磋琢磨するところか</p> <p>④ 子どもの権利条約、児童憲章は学校でどのように活用されているか</p> <p>⑤ 教員免許更新制の廃止についてどのように考えるか</p> <p>⑥ 子どもは自分の進路を自分で選択することができるか</p> <p>⑦ 文科省は6月8日「社会常識や時代の変化に合わせて、積極的に校則を見直す」よう求める通知を都道府県の教育委員会に出したが対応は</p> <p>⑧ 文科省の調査で小中学生の視力が悪化したことが分かったが対応は</p> <p>⑨ オンライン学習で学校現場が混乱したとの報道があるが、築上町の学校はどうか</p> <p>⑩ 子どもの自殺者数が過去最多を更新しているが、長期休みが明ける前後の時期に子どもの自殺が増える傾向がある 学校に行くということが子どもたちに死に匹敵する恐怖や不安感を与えているか</p> <p>⑪ 生理の貧困について町の対応は</p> <p>⑫ 福岡県が保育園のバス送迎のガイドラインを策定しているが町の対応は</p>

質問者	質問事項	質問の要旨
工藤 久司	1. 自治会制度について	①各自治会からの地区計画の数と内容、進捗状況 ②自助、共助、公助に対しての行政の考え方
	2. 学校教育について	①コロナ禍による環境の変化等での新学期の登校状況に変化はないか ②オンライン授業の現状は ③合併時と現在の生徒、児童の数 ④各小学校から地元中学以外に進学する数 ⑤椎田校区の小中一貫校のメリット、デメリットは（将来目指す全体像） ⑥築城校区と八津田小学校への対応は

午前10時00分開議

- 議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。それでは、始めたいと思います。
- ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についての撤回の件」

- 議長（武道 修司君） 日程第1、事件撤回の申出がありましたので、「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についての撤回の件」を議題といたします。

新川町長から、「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についての撤回の件」の理由を求めます。

新川町長。

- 町長（新川 久三君） ただいま議長から御案内がございましたけれども、議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についての撤回ということで、議案中に京築広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約において、第3条、共同で処理する事務の件でございますが、第3条の表を削除したことにより、第11条、経費の支弁の方法として、第3項に影響を及ぼすことが判明したために、本部からちょっと訂正をやるというふうな状況でございますので、議案を撤回するものでございます。

なお、一応議案を修正した後、後日、再度もう一回提案をするという手はずになっているところでございます。

議案第54号についても関連議案でございますので、一応同時に撤回をして、後日、同時に提案しようと、こういうことが本部のほうから連絡がっておりますので、本町としても、私は提案を撤回するというので議長のほうに申入れをして、議員の皆さんのほうに、ただいま撤回の報告をしたところでございます。

以上でございます。

- 議長（武道 修司君） お諮りします。ただいま議題となっております「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分

についての撤回の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第54号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についての撤回の件」を許可することに決定いたしました。

日程第2. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第2、一般質問です。

発言は昨日の続きの議員からといたします。質問する方は、前の質問者席から行ってください。議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたらブザーでお知らせいたします。また、残り時間が1分になりますと場内表示が秒数表示に変わりますので、よろしくお願いいたします。

これより順番に発言を許します。

次が、5番目に、4番、宗晶子議員。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 皆様、おはようございます。4番の宗晶子でございます。5番目に質問させていただきます。

まず、コロナウイルス感染症に感染した場合の対応についてということで質問を上げさせていただきました。

まず、担当課のコロナへの対応、そしてワクチン接種に御尽力くださっていることに心より感謝申し上げます。

医療逼迫が心配される中、町民が感染した場合には、現時点ではどのような医療体制なのかについて質問します。

連日の報道で、病床確保の問題が浮き彫りになっています。8月21日の新聞報道の見出しには、「救急車呼べど、話せるなら大丈夫」とあり、福岡市の25歳の男性の119番通報に対しての対応が報道されました。

今、住民の最大の関心事は、今新型コロナウイルス感染症に罹患したらどうなるんだろう。医療体制はどうなっているのか。入院できるのか、宿泊療養施設に入れるのか、自宅療養なのかと不安で仕方がない状況だと思われま。

福岡県ホームページの1週間ごとの現状報告によると、9月1日というのが多分最近の1週間の報告だと思いますが、このような表になっております。9月1日現在の感染者が合計で1万671人、うち入院者が918人、宿泊療養施設で療養される方が1,031人、自宅療養者が

8,452人。まさに85%の陽性者が自宅療養の状況です。

県のホームページによると、9月1日時点では918人が入院しているわけではございますが、関東圏などで自宅療養中に死亡したという事例が報道され、福岡県での入院等の状況がどのようになっているのか。85%の陽性者が自宅療養を行う中、安心して自宅療養ができているのかと心配になります。

そこで、子育て健康増進課長にまずお尋ねします。刻一刻と状況が変化する中、答弁を求めるのは誠に恐縮ではございますが、現時点で罹患したらどうなるのかについて把握していることを教えてくださいませんか。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。現在、感染者受入れ医療機関は、御承知置きのとおり、大変逼迫しているとの報告を医師会から受けております。そして、現状の感染者の拡大を見ますと、保健所、そして医療機関が逼迫していることは明らかなことだと思います。

従来のように、感染したら即入院、また療養機関としてのホテル入所もすぐにできるとは思えない現状でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 御答弁、ありがとうございます。逆にいうと、今おっしゃったこと以上は御答弁がまだできないということで、もうそれは仕方がないことですので、御答弁、感謝申し上げます。

では、重ねて伺います。県のホームページでは、9月1日付で、県では医療体制の強化に取り組んでいます。病床については、医療機関の協力を得ながら、随時増床を行っており、病床数は全部で1,433、うち重症病床が202床となりました。宿泊療養施設は10施設、計2,160室確保。

ここからを聞きたいんですけども、9月1日時点で昨日なので、8月31日から開始した重症化リスクのある入所者に対する抗体カクテル療法を進め、重症化の予防と重症病床の逼迫を回避しますと、県ホームページに公開されていました。

ここで3点、担当課長にお尋ねしたいと思います。

まず、福岡県での抗体カクテル療法はどの程度実施されているのか。2つ目に、8月21日の報道で、県医師会が、体調が悪化した自宅療養者に往診、受診、薬の処方の対応をしていると報道されていたんですが、本町ではいかがでしょうか。

また、3番目に、8月31日の新聞報道に、「県の酸素投与ステーション、今日受入れ開始」

と報道されていまして。酸素ステーションでは入院先が決まるまで一次的に受入れ、重症化しないよう酸素投与や健康観察を行うとありますが、どれぐらい活用されているのか、その3点。抗体カクテル療法、県医師会の往診、酸素ステーションの3つの状況を教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。3点につきましてお答えいたします。

まず、抗体カクテル療法の投与につきましては、県から町への情報提供はございません。ただし、管内に1か所、県内では不明でございますが、設置されていることは聞いております。

それから、2点目の県医師会が、体調が悪化した際に、自宅療養者に往診等を行っているという点でございますが、保健所、受入れ医療機関の逼迫により、いずれ管内の医師会のほうに陽性者のフォローの依頼があるであろうというところは察するところです。県医師会が自宅療養者に往診、薬の処方等を対応しているようですが、京築管内では、医師、お医者さんが自主的に活動しているところが見受けられます。特に、医師自身が検査等で陽性かどうかの検査を行った時点で関わった陽性者の方につきましては、経過観察を含めて活動して下さっているというところは聞き及んでおります。

それから、県の酸素投与ステーションにつきましては、申し訳ございませんが、県からの情報提供はございません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。抗体カクテル療法の場所は、京築管内には設置されているけれども、現時点では利用状況は分からないということですね。ただ、あるのは分かっている。

そして、県医師会の往診は、フォローを待っている状態ではあるけれども、ドクターが御自身の意思で経過観察をしてくださっていると、本当に大変ありがたいことでございます。

酸素ステーションについては、報道はあるものの、町には情報が下りてきていないということです。よく分かりました。ありがとうございます。もし町に情報が下りてきましたら、ホームページ等で発表して下さると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の2番目の質問です。

自宅療養で安心して療養するために、御自身の食費の心配や育児や介護が必要な家庭へのケアが必要だと思います。県のホームページには、自宅療養者に対しては、全員にパルスオキシメーターを貸出し、健康観察を決定。また、平日は保健所で対応しているが、夜間休日の発熱等の相談は休日夜間専用ダイヤルにおいて速やかに対応します。ほかにも、独り暮らしなどで食料等の

確保が困難な方については、レトルト食品等を無料で配付しています。これは県の発表です。

報道では、自宅療養者もかなり具合が悪いとの情報があります。さらに、大阪市の自宅療養者に配付される食品は、栄養面、調理面でもとても病人が口にできる食品ではないと言われていています。一方、同じ大阪でも大阪府寝屋川市は、買物支援や温かいお弁当配達など、安心して自宅療養できる取組みとなっております。

町内の感染者に対しては、本町はどのようなケアを行っているのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。県の対応につきましても、議員のおっしゃるとおりでございます。

現在、直接町からのサービス提供等は行っておりません。県の対応につきましては、ネット注文不可の方、身内に頼れる方のいない方に対し、1週間分の飲み物、飲料、レトルト食品、トイレットペーパーなどの支給があるようです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 県からの支給があるということで、逆にいうと、町に対しては特に要望はないと考えてよろしいですね。ありがとうございます。もし町に要望がありましたら、ぜひとも対応していただきますようお願い申し上げます。

次に、陽性者の家族のケアについて、実施状況をお伺いしたいと思います。

東京都港区の取組みが報道されていますが、保護者、親御さんが感染して入院して幼い子どもが取り残されるケースに対応しています。厚労省の基本的対処方針にも、県は、患者が入院・宿泊療養をする場合に、その家族に要介護者や障がい者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所と連携し、必要な支援を行うことと明記してあります。本町ではこのような取組みができていますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。当町では、自宅療養者に関する情報は新聞報道にもございますように提供がございません。しかし、今回、学童で陽性者が発生した際、保健所と連携を図り、その中でも保健所が対応困難な部分につきましては町が対応した経緯がございます。それと同様に、保健所との連携はもちろん、その他関係機関とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。まずは県にお任せで、そこで対応できないところを町がしっかりフォローしてくださるということで、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、最後に妊婦さんへの対応です。伺いたいと思います。昨日、池永議員の御質問で、妊婦さんの入院先は確保できているという御答弁がございました。私が伺いたいのは、妊婦さんへの心のケアです。千葉県柏市で20代の妊婦さんが新型コロナウイルスに感染した夫の濃厚接触者と認定されたが、PCR検査を受けていなかったため産婦人科を受診できず、その後に流産してしまったという悲しい事案が起きました。妊婦さんが保健所のPCR検査を受けられなかったということで、本町でも本県でもこのようなことがないように頑張りたいと思うんですけども、まず、本町には助産師さんが子育て包括支援センターにいらっしゃいます。その方が妊婦さんの相談を受けてくださるかという点と、あとは妊婦さんのPCR検査を京築保健所と相談の上、実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。妊婦さんへの対応につきましては、ほかの陽性者と同様、現状では詳細な情報は与えられていないところですが、福岡県では、妊婦さん対象の新型コロナウイルス感染症検査、PCR検査のことで。そして、寄り添い型支援という支援を実施しておりまして、保健所の助産師や保健師等が定期的な訪問、電話等で相談を受け、健康管理や育児に関する助言を行っております。

これを受けまして、町での支援が必要なときは県から協力依頼がございますので、県と町との連携を図り、とりわけ先ほどお話にありましたが、当町では助産師が正職員で配置されておりますので、妊婦さんに対する支援を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。今のところ特に相談とかはないけれども、その受入れ態勢は十分にできているということですね。よかったら、積極的に当町の助産師さん、妊婦さんのケアに当たっていただければと思いますので、その辺の周知もどうかよろしくお願いいたします。

この質問の最後に、これは通告していないので要望だけになります。町民の方から、住民健診に行くのが不安という声があります。可能であれば、不安な方ではクリニックでの健診受診の御案内を積極的に実施をお願いしたいのと、今年度は見送る選択肢やもしくは感染症が落ち着いたところに住民健診ができるよう御配慮いただきたいということですので、お伝えさせていただきま

す。

では、1番目の質問が終わりまして、学校関係の新学期に向けた感染症対策についてということで通告させていただきました。

昨日は、放課後児童クラブにおけるクラスター認定についての発表、そして、学校は12日までが1校、臨時休校となりました。日々御苦労されてくださり、対応に心から感謝申し上げます。

町内小中学校の対応についてなんですけれども、これを書いたときに短縮授業等が始まったばかりだったから、短縮授業実施及び解除の判断基準はと通告いたしました。判断基準をどこに助言を得てやっているのかということをお伺いしてなかったんですけれども、昨日、スグールメールで、学校の休校とか期間に関しては保健所と連携した上で話合っていて決めていますということが分かったので、休校に関してはそうなんだろうなと思います。短縮授業をやめる、解除、そのときの判断基準について御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。宗議員の御質問の件でございますが、今回、デルタ株への置き換えが進む中で、2学期を迎えるに当たって、保護者はもちろん、学校も大きな不安を抱えておりました。その中で、教育委員会といたしましては、文部科学省、そして県教育委員会の示すガイドラインを基に、町内外の感染状況、さらには築上・豊前の各教育委員会の対応等も加味しながら判断をしてきたところでございます。

宗議員もおっしゃられましたように、文部科学省のガイドラインには地域一斉の臨時休業は当該地域の社会・経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であるというふうに示されておりますので、本町はそのような状況ではないという判断の基、町内全校の休校措置は取っていないところです。しかしながら、8月下旬以降、毎日のように町内外で陽性者の確認があることから、子育て・健康支援課、新型コロナウイルスワクチン接種対策班の見解や、築上・豊前の教育委員会等の対応を踏まえながら、2学期始めは、第1週3日間は短縮授業を行うことを決めたところでございます。これは文部科学省から示されたガイドラインによったものでございます。

ただ、9月1日から3日までの感染状況を見てみますと、9月1日が0、9月2日が2、9月3日が0というような感染状況でございましたので、この状況を考慮いたしまして、第2週目からは給食は黙食、そして昼休みは密を避け教師が見守るといったような感染拡大防止策を取りながら昼休み以降、午後も教育活動を進めているところでございます。

先ほど宗議員からもありましたように、現在、休校措置を取っております学校につきましては、保健所の見解、そして学校医の助言等を踏まえまして、陽性者が複数学年にまたがっておりますから、学校全体の休校を決定したところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。本当にいろんな機関と相談していただいて学校医の助言もしっかりいただいた上での判断ということがよく理解できました。

では、次の質問でございます。登校できない児童生徒への学習機会の確保について問うと書かせていただきました。

本町において、9月12日までの緊急事態宣言中は、感染対策をより徹底した上で2学期の学習活動を実施します。今教育長がおっしゃってくださったとおりです。9月1日から2学期を始業しますが、感染不安や感染予防により登校できない場合は出席停止扱いとしますので、各学校に御相談くださいということで、オンライン授業の実施も検討していると発表されました。

私が知っている西角田小学校では、1日時点で希望した保護者の方の児童さんにすぐオンライン授業が実施されたとお聞きしており、既に夏休みの間に西角田小学校がテスト配信を行っており、しっかり準備ができて整っていたと聞いています。学校に行くのを楽しみにしていた児童さんがオンライン授業で教室の友人と触れ合うことができ、大変ありがたいという感想を承っています。教育長が、校長会でオンライン授業配信をと呼びかけてくださったことが功を奏した結果だと思いますので、本当にありがたく思います。

しかし、その取組みができたのは西角田だけなのでしょうか。ほかの学校はどのような状況なのか御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。登校できない児童生徒につきましては、学習プリント等で家庭学習を指導し、学習進度の遅れがないように配慮しております。また、1学期から準備を進めてきましたオンラインによる指導も併せて、可能な限り行っています。実際には休校になった学校や新型コロナへの感染不安で休んでいる児童生徒がいる学校では、タブレットを使用してオンラインで健康観察を行ったり授業を配信したりしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。しっかり取り組んでいただいて、希望者にはできているという状況がよく分かりました。今後もまたこういうことがいつ起こるか分からないので、よろしく願いいたします。今回は急なことで大変だったと思いますが、対応してくれたことをありがたく思います。

余談でございますが、昨日の朝刊に、「コロナ休校助成再開、厚労省」ということで新聞の見出しがございました。個人申請も可能ということで、学校は臨時休業して、保護者が仕事を休む

場合の助成金制度を保護者1人当たり最大1万5,000円を支給とのことで新聞に載っております。早急な制度開始を町からも求めていただき、周知を図ってくださいますよう、これは町長に切にお願い申し上げます。

3番目に、不織布マスクの児童生徒への配布は可能かということで上げさせていただきました。文科省からの8月20日の事務連絡に、小中学校の新学期に向けたコロナ対策の徹底と書いてありまして、特にマスクについて、一般的なマスクでは不織布のマスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。そのことを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供することとございますが、各家庭のマスク購入費用を軽減するためにも、また、不織布マスクの普及で感染予防を図るため、町予算での不織布マスクの児童生徒への配布を検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課、野正でございます。マスクについてでございますが、学校では主に忘れた児童生徒や、経済的に困っている児童生徒を想定して予備のマスクはストックしております。そういった子どもを対象とした準備は学校ではできておりますが、全員に配布というのは今のところはちょっと考えていないところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 予算にしてみたらそんなに高い金額ではないと思いますので、さらなる検討をお願いいたします。

最後に、ワクチン接種をする・しないに対して、いじめなどが発生しないための取組みはと通告させていただきました。

ワクチン接種については、実は、私自身かなり悩んだ上で接種の判断をしたわけですが、多くの医療関係者が感染のリスクを考えると接種を勧めています。しかし、3日に発表されたロンドンロイターによると、イギリス政府の諮問機関であるワクチン予防接種合同委員会は、12から15歳に対する新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨しない方針を示したということです。接種後に若い世代を中心に、まれな副反応として、心筋炎の発症が報告されているためとしております。

ワクチン接種の結果、将来何が起こるかというのは、今どんな専門家にも絶対安全というのはありません。だからこそ注意事項に毎回、「ワクチン接種は強制ではありません。お子さんの体調や主治医の意見を踏まえ、御家族で接種するかを御検討ください」と、もう個人の判断に委ねられているわけです。当然、同意のサインも必要ですし、本町の場合、子どもさんへのワクチン接種は保護者のみの同伴ではなくて保護者以外の方も委任状があればお休みする子どもさん、お

じいちゃん、おばあちゃんが連れて行ってあげられるよと柔軟に対応ができてくださって、本当に温かさを感じているところでございます。

12歳以上のワクチン接種が始まって、接種を希望される子どもさんとそうでない子どもさん、保護者の意思もあります。その両者が存在するわけです。今、社会で働いている大人でも、ワクチンを接種したか否かで様々な問題が発生しているニュースを聞いています。このようなことは子ども同士で起こり得ることと懸念しています。まずは、学校は児童のワクチン接種を保護者に求めてはいけないと思います。ということが大前提で、ワクチン接種をする・しないに対してのいじめ等が発生しないための呼びかけを実施していただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。宗議員の御指摘の点でございます。昨年度から、この感染症に関する問題は社会問題にもなっていると思います。これまで感染者への差別・偏見が起こらないよう、コロナウイルス感染症に対する正しい情報提供を行ったり、このことに関する話合いを児童生徒でしたり、県のほうから提供されました教材を使った指導も行ってきたところでは。

今回のワクチン接種に関することにつきましても、身体的な問題や多様な考えの尊重を含めた人権意識の向上への指導を行ってきておりまして、子どもたちも、自分たちの問題として考えを深めているところだと考えております。

今後、このワクチン接種する・しないに対してのいじめ等が発生しないように、学校におきましても徹底した取組みが行われるよう指導を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。日頃からの教育の徹底、本当にありがたく存じます。また、ワクチン接種で差別が発生しないようにするというのは人権教育のかなりいい機会になると思いますので、ぜひとも教育の徹底をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。福岡労働局からの指導ということで通告いたしました。

築上町が福岡労働局長に提出した改善報告書に、労働局からの指摘事項と改善内容の両者があると思いますので、1、2の質問にまたがりませんが、セットで担当課長から御答弁をお願いできますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。宗議員さんの御質問についてお答えいたしたいと思っております。

福岡労働局より、本年2月に、2日に分けて現地調査がありました。その際に、現地調査を行った分野につきましては産業課の液肥散布業務及びアグリパークの管理、生涯学習課の文化財の整理業務及び旧蔵内邸の受付案内業務、企画財政課の町有地の管理業務、住民生活課の不法投棄監視業務、学校教育課の学校業務について現地の調査を受けました。

調査を受けまして、福岡労働局より3点の指導を受けております。

まず、第1点は、町職員から請負労働者に業務指示と取られかねない行為があること。2に、請負労働者の就業時間の変更や休暇取得に関する承認が町に対して必要と取られかねない行為があること。最後に、業務委託に従事する、これ仕様書になるんですけども、仕様書内に業務委託に従事する請負労働者の配置人数が指摘をされているという、指定していることについて、3点について労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を満たさないおそれがあるので、改善してくださいということで指導を受けたところでございます。指導の分はいいですか。

3点指導を受けましたので、業務担当課のほうに確認を行った次第でございます。

まず、1点目の、町職員が請負労働者の業務指示と取られかねない行為につきましては、産業課の液肥散布事業においてそういうことが確認されましたので、本年の令和3年4月1日から業務委託社員と本町職員の待機場所を別の建物として、業務の打合せ等は委託業者の責任者と本町の職員が、本町職員の待機場所で行うということで、本町職員が直接指示できない環境を構築したところでございます。

2点目の就業時間等の関係なんですけれども、この関係は、担当課のほうに聞きましたら、学校の業務においてそういう行為が確認をされましたので、放課後、業務関係課と本事例を使って告示の周知のほうを図って、学校教育課のほうから学校長に校長会のほうで委託従事者の休暇等の勤務管理は委託事業者が行うことを周知徹底をしていただいたところでございます。

3点目の仕様書の関係なんですけれども、業務を募集する際に、配置人員を昨年度まで行っておりました配置人員を記載をしておりましたので、その配置人員が配置人数を指示しているというふうにとられかねないということなので、3月29日付で契約を変更して、仕様書の表記を何名という形で配置の目安、令和元年度の標準配置数といいますか、役場のほうで行っていた人数ということで記載を改めた次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 御説明ありがとうございます。では、重ねて伺いたいと思います。

1点目の件なんですけれども、なぜ、1点目は、本町職員が請負労働者、共立メンテナンスと申し上げますが、社員様に指示をしたということです。なぜ本町職員が請負労働者に指示をして

はいけないのかというのは労働局から説明がありましたかというのが1点目。

そして2点目、学校長の勤怠管理というか、休日の休暇の申請を雇用員さんが、社員様が学校長に行っていたという点です。なぜ学校長が勤怠管理をしていけないのかという指導が労働局からありましたか。

そして3点目、仕様書の表記が悪かったということで改めた。こちらは、なぜ仕様書に委託業務に従事する社員さんの配置人数を指定している指示が誤解を招くのか、労働局から指導がありましたか。その3点について、なぜ悪かったのか教えてください。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。個別の一つ一つの案件につきましての指導というよりは、議員さんもお持ちだと思えますけれども、このガイドに沿って労働局のほうから指導を受けた次第でございます。一つ一つが、どこが悪い、どこが悪いということではなくて、この分のガイダンスのところの部分に違反するおそれがあるよということで指導を受けた次第でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 再発防止に努めるには、労働局からの指導を受けて、それらがなぜいけないのか、なぜ偽装請負になるのかということを理解しなければ再発防止にはつながらないと思えます。告示37号を周知したというのがそのピンクの、私もこの間示しました、総務課長が熟知していらっしゃるでしょう。そういう冊子をもって指導を受けたんだろうと思えますし、その冊子はとてもよくできているから分かりやすいと思えます。

告示37号、ざっと読むだけでははっきりいって分かりません。そのピンクの冊子を見ながら読むと、やっと理解できるものなんです。簡単に説明させていただきますと、告示37号は、いろいろごちゃごちゃあるから単語を拾っていったら分かるんです。労働者、つまり社員さんの業務の遂行とか業務の遂行方法とか、業務の遂行に関する評価、そしてその指示、その他の管理、労働時間、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日・休暇、労働時間を延長させる場合または労働者を休日に労働させる場合、労働者の秩序の維持、サービス上の規律、労働者の配置や決定変更、これを共立メンテナンス様自らが行うと書いてあるんです。町役場がこれを行ってはいけないんです。これをやっているから偽装請負といって指導を受けたんです。やっていたよ、町役場は。今申し上げたこと。仕様書にも指示をしていたので指摘を受けたんですよ。

なぜ、それがいけないのかって御存じですか。業務委託契約と雇用契約の違いをしっかりと認識していないといけないと思えます。

業務委託契約と雇用契約で大きく異なる点は、労働法による公の有無なんです。例えば、共立

メンテナンスの社員さんは役場の労働者ではないですよ。役場と共立メンテナンスの社員さんには雇用契約はありますか。契約はないですよ。ですから、町役場は共立メンテナンスの社員さんを保護できないんです。社員さんを保護できるのは請負業者の共立メンテナンスさんだけなんです。役場は、共立メンテナンスの社員さんに飛び越して何か言って、何か事故があったら責任を負えないですよ、雇用関係がないんだから。だから告示37号で労働者についての全てを請負業者共立メンテナンス様自らが行うと書いているんです。担当課長はここまで御指導できていないです。

もうこれ以上言っても仕方がないので、最後に一言申し上げます。

3点目の仕様書の明示に対するの改善以外は、今後も役場職員や校長先生、先生方による共立メンテナンスの社員さんへの指示・命令を一切禁止しなければなりません。今一時的に理解しても、根本理解がなければ同じことを繰り返します。実際、包括業務委託の現場では、役場職員様から直接共立メンテナンスの社員さんに指示命令が不可能、また意思疎通ができない、そういう多くの不便が生じているのではないのでしょうか。だから偽装をやっているんじゃないのでしょうか。もしくは、その指示命令を行っているけれども黙認している状況だと想像しています。

1年前の議会でも申し上げましたが、この契約がなじむ仕事とそうでない仕事を見極めて、来年度、あと1年の契約を見直してほしいと思いますが、最後は町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 総括委託は、一応包括ですか、一応業務を契約するという形になって、その契約者の代表者と町が接触していくと。これが基本でございますし、今後はそういうふうにするということで、総務課長もおっしゃっておるし、一応事務所も分離をしておりますし、だから直接共立メンテナンスの雇用者に対しては指示は行わないと。代表者に指示をして、代表者からその指示はやってもらうと、こういうシステムをとっていくということで、役場の中では一応統一見解を出しておりますので、今後はそういうふうに行っていくというふうに、包括委託をした場合はそれを貫徹するというようにしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 指摘を受けたことを反省した上で、なぜ受けたかをしっかり理解した上で今後の業務を遂行していただきたいと思います。もっとしっかり業務を見直す。なぜ受けたか検証する必要があるのではないかと、町長の答弁では思いました。

では、最後の質問に移ります。重要土地利用規制法について質問させていただきました。

前期議会に引き続き同様の質問を行っているわけですが、今回、私は、この法の廃止を求める意見書を提案しております。町長と議長宛てに、築城基地の米軍基地化を許さない住民会議からも、この法律の廃止を求める要望書が提出されていますが、ちょっとまだ議会には配付されていないので、どうしたのかなと思っています。

この重要土地規正法は、6月16日の未明、それも午前2時28分、深夜の強行採決で可決した異例の法律です。驚くことに、この法律の中には、内閣総理大臣という主語が圧倒的に多く、全部で28条しか条文がないんです。けどその中に、内閣総理大臣という主語が33回も出てくるんです。

この法律は国民の権利を保障するものではなく、政府に権限を与える行政命令のような内容になっております。言わば内閣総理大臣の内閣総理大臣による内閣総理大臣のための法案という印象を抱かざるを得ません。

共謀罪と同様、犯罪を実行に移す前の行為を首相のフリーハンドで取り締まることができる罪刑法定主義に明らかに反しています。要は、首相の考えで、幾らでも監視対象地域を広げることができるし、首相に都合が悪い特定の人物を罪に陥れることもできてしまう悪法だと認識しています。

ちなみに、これは私個人の意見でなく、共感していますが、国会に参考招致された馬奈木弁護士のお話で、そのとおりだと考えています。

それを前提に、まず町長にお尋ねします。

この法律は、外国人の土地利用を規制する法律なのかと通告しました。町長は、前議会でも、基地を攻撃するような外国の皆さんが来たら困ると理解と御答弁なさいました。先日、住民会議の皆様が要望書を持ってこられたときも、町長が、この法は外国によるスパイ活動を取り締まるためのもので、住民を守るもので、国に異議を言うつもりはないとおっしゃいました。

そこで質問させていただきます。この法律の何条何項に、外国人の土地利用を規制する条項があるのでしょうか。スパイを取り締まる文言が法律の条文のどこにあるのか御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この法律の解釈ですか。これは国によって、基本的には国会で議決されたものであり、骨子は私は正しいと、このように一応考えておりますし、こういう法律は、例えば防衛関連施設とか海上保安庁の施設とか、いろんなそういう国家安全を保持するような施設、これに類推する近くの土地の売買については、それぞれ届をなさいというのがこの骨子でございます。

そして、国もこれは買い上げる場合もありますよとか、そういういろんな付随がついておりま

すけれども、基本的には、先ほど言った、国を守るために大事な施設、そこにおける土地の売買について届を行いながら一応把握していくと。そうすることによって外国からの危険な方々の土地売買を少しでも食い止めていこうというのがこの法律の趣旨だと私はこの法律の趣旨を考えて、これが立法の趣旨だということで、そうした後、内閣府等の省令、これがまだ定かに決まっていないという形でございますし、今の質問は全部まだ決まっていないことをどうするかという質問が多うございます、一切。

私も検討した結果、この場合はどうするか。省令が決まって、その後、国からいろんな判断を求めてきたとき、それについてはまた吟味検討しながら、国のほうにはする・しないを答えていくというのが私の信条でございますし、それはそれで、基本的には国を守る法律だと私は、これはちゃんと認識をしているので、ちょっと宗議員とは見解の相違があろうかと、私はそのように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 質問の回答になっていないなと思いますし、町長がおっしゃることは、この法には何も書いていないので全く分からないんです。だから危険だと私は申し上げているんです。

確かに、先日の新聞記事、町長これ出されるかなと思ったんですけれども、外国森林買収が、10年で4倍って私もこれは怖いと思いました。やっぱり町長もこういうことは不安になっていらっしゃると思います。外国資本が水源地を買い占めている。これには恋の浦とかそういう地名も上がっておりまして、私も不安に感じました。日本人の大事な土地、生活の糧となる大事な土地はきちんと法律で守ってほしいと思うんですけれども、この法律では守れないんです。

前回の議会に、池亀議員の質問で、町長がお答えいただいているんですけれども、質問の内容から読みます。

「本町の基地に隣接する今津自治会は、基地拡張反対を決議、法案は調査に基づき利用をやめるよう勧告・命令することができる」とし、勧告や命令に従うと土地の利用に著しい支障が生じる場合、総務大臣に買い取りを求めることができる」としている。これは事実上の土地収用につながり、今津地区住民の意思を踏みにじり、財産権や居住の自由を脅かすものになるのではないかと池亀議員が質問しました。に対して、町長は、「極端な質問でございますけれども、そういう事態になれば、これは当然拒否していかざるを得ないし、強制して立ち退きさせるかという法律ではないと理解している」と答弁されました。

しかし、8月23日、要望書を住民会議の皆さんが持っていったとき、意見交換での町長の発言に、私だけじゃなくて、多分その場にいた全員が凍りついたんです。なぜ凍りついたかを申し

上げます。

町長は、「築城基地拡張予定の土地に関して、基地拡張には賛成です。拡張予定地域の地権者の中にも売りたいという人は何人かいます。自治会として反対しても、個人的に売りたい人はいますから」と発言され、私は耳を疑いました。本日も住民会議の方、傍聴に来てくださっています。

その8月23日は、要望書を持ってきたときに新聞記者もおいでくださいました。この発言は、私は町長の正式なコメントだと認識していますが、町長は「基地拡張に賛成です」というお言葉を基地拡張に反対決議をなさった今津自治会の皆様に言えますか。御自身の発言のことですので、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 賛成ですとか、そういう言葉を僕が発したかどうか、ちょっと記憶にないんですけども、それはそれとして、基地拡張で個人の財産を個人が売る場合は、それは賛否両論ございます。売りたい人、売りにたくない人と。そこで、あと基地は交渉していこうというところで、私は、基本的には住民の皆さんが決めることであって、町が決めることではございませんし、基地の双方の私はパイプ役になろうという話はやっております、実際。

そういう形の中で、賛成・反対じゃなくて、住民の皆さんがある程度皆さんで売ろうと。あなたはよく憲法問題を言いますが、個人の自由、（ ）の自由と。これはやはりちゃんと尊重しながらやっていくという見解でございますので、そういう私は発言した、防衛庁に賛成とかそういう話をしたことはないと思うんですけども。基本的には、パイプ役にはなって、お互いが納得できればそれでいいと。そのような話。

この問題とそれはまた別という話も私はしたはずですが、この法案で強制買収するような形はないと私は断言していると思います。というのは、この法案というのは、200平米以上の土地をピンポイントでそういうおそれのある土地は国のほうが買収をしていくということで、強制買収とかこれ書いてないんです。買収をする、譲渡を受けるという話を書いてないんで、この法律で基地拡張をするような話はないという話を私したはずですが、実際、やるとすれば、土地収用法の範疇で、もし国がやるのであれば。しかし、その分は、国はやらないというふうな形で、土地収用の適用はしないで、あくまでも話合いで購入していくということは国のほうとは私は約束していると、そういう話をしたと思いますので、ちょっと極端な話でございますけれども、私はパイプ役になるということは当然やっておりますし、お互いが良ければそれでいいというふうな形で、そのところは今津地区で十分話合いをしていただきながら、土地譲渡を決めていくなり、いやもう土地譲渡はしないということになればそれはそれでいいと、私はこのように思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 町長今言う、ほんとにやっと法案を読んできたんだなと思ったんですけども、こういうのって最悪のことを考えて住民を守る立場に立たなければならないと思いますし、ちょっと楽観的に考え過ぎで、町長がおっしゃったことはやはり何もない。決まっていらないです。確かに、座り込みの運動とかは規制対象にしないとかが口頭では言っていますけれども、書いてないから分からないです。現時点では、内閣総理大臣のフリーハンドなんです。そこは認識ください。

そして、先ほどの基地拡張には賛成というのがもしおっしゃっていないとおっしゃるんですしたら、それはちょっと無理がありますので、この場で取り消されたほうがいいんじゃないでしょうか。いかがですか。取り消さなくていい、あの場の発言はあの場の発言として、もう記録しておいてよろしいということですね。要は、あの町長のお考えがそれならそれで結構でございます。

では、担当課長に次、伺いたいと思います。

第13条に基づく土地所有、移転等の契約の締結の際に、総務大臣への届出は、自治体を通じて行うのでしょうか。

併せて③に通告した、第2条に基づき自治体の長が提供する資料とはを御答弁お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課、元島でございます。今、宗議員さんがおっしゃいました重要土地利用の第13条と22条の関係でございますけれども、法律の中には、公布から1年3か月遅れない範囲内で施行するとあります。施行内容について、内閣府の重要土地等調査法施行準備室のほうに問合せをしたところ、今から中身について協議を重ねていくので、今のところは全く決まっていない。一応、法律上、ここ13条で言えば、土地売買契約に関する法人の名前とか売買契約となった土地等の所在、面積とか、最終的には内閣府で府令で定める事項であるんですけども、そういう内容については内閣府のほうで全く今決まっていないということで、今後協議をしながら決めていくということなので、私どももどういう書類を提出する、どういう協力を内閣府のほうから要請されるというのは今のところ把握をしておりません。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） そのような回答になるだろうなというのは何となくわかっておりました。スケジュールとしては、この法は公布から1年以内の2022年6月22日までに施行という印象を受けたと、国会議員とかが内閣官房重要土地規制法施行準備室にお問合せをしたときに回答があったと。そして、2022年9月22日までに基本省令を作って、全面施行の予定

というふうに関心を持ったという報告を私のほうは受けております。

もう一件、お尋ねしたいんですけども、意見開陳、その他の協力はするのかという点については、ちょっと町長にお尋ねしたいと思います。それこそ8月23日の住民会議の皆さんとの意見交換の際に、町長が意見開陳、情報公開について、情報開示請求のルールに従って請求してもらえれば情報公開するとおっしゃいました。もう情報開示請求って私もいつもやっておりますし、誰にも簡単にできますし、外国人でもできるんです。だったら、こんな法律は要らないんです。町長、どう思われますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 宗議員の言う形ですか。私は、この法律は要る、要らないというのは、国のほうはちゃんと決めて、その法律が決まれば私どもは法律に基づいた形で仕事をやっていかなきゃいかんと。総理大臣が資料を求めるといふ形になれば、これは吟味しながら資料を提出しなきゃいかんと。出さなければ法律違反になるという形になりますし、もしこの法律が駄目な法律なら、反対する皆さんがこれを全部、私はもう賛成・反対ではなく、決まった以上はこの法律を守らなきゃいかんというのが私たちの使命だと思っておりますし、それはそれで、皆さん方の運動によって結果もできるでしょうし、そこのところはよろしく願いしたらどうですか。皆さんと一緒に。

そういうことで、私、その法律、そして情報公開もこれ当然です。個人のプライバシー、それから特許を申請するとか、本当に、どうしても身の危険があるような情報等々は、これは一応公開条例等審査しながら、これは公開しない・するということで、ほとんど本町の場合は情報公開をしているところでございます。ただし、黒く塗り潰したところも多々あると思いますけれども、個人情報、そういうところは塗り潰して出しますけれども、公文書で来た分はほぼ情報公開として出します。そしてこっちで作った公文書も、それは当然情報公開として公開をしております。以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 行政にできることは、普通の一般の方と同じようにする。それでは余りこの法律の意味がないと私は思います。

町長、この法律、全文を読みましたか。ちょっと頑張って読んだんですね。前とは違って。ただ、住民の立場に立って解釈してほしいと私は思います。

運動への応援もしてくださってありがとうございます。私も、こんな法律は絶対要らないと思うので、しっかり運動して、廃止に持っていきたいと思っております。

ただ、この法律を廃止できなかった場合、町長はこの法律の全28条に33回も登場する内閣総理大臣を守るのか。築上町長が守るのは築上町民ではないのかと思います。何か事件があった

ときの調査は警察に任せればいい。なぜ内閣総理大臣がするのか、私には全く理解できません。悪法の恣意的な理解はやめてほしい。住民の立場に立って法律を読んだ上で住民を守る町長であってほしいと思います。内閣総理大臣の内閣総理大臣による内閣総理大臣のためは絶対要らないということで、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩といたします。再開は11時15分からといたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、6番目に14番、塩田文男議員。

○議員（14番 塩田 文男君） それでは、通告に基づいて一般質問を行いたいと思います。

このコロナ禍の議会ということで、一般質問もいろいろ悩みましたけど、その前にちょっと、今日は1項目しかないので、昨日、行橋のほうの病院に行ってきたら、「築上町は接種については、すごい手際よくスピーディーでいいよね」と、ちょっと鼻が高い気持ちになりまして、学校においても自宅で子どもたちが検温して築上町が学校でも検温する、二重チェックということで、PTA関係の情報交換の中で築上町すごいということを聞きましたので、すごいいろんな臨機応変にスピーディーに対応してもらっているというところは、よく考えるとそういったすさまじい努力のもとに支えがあって、評価をもらっているんだなと思って、ちょっと簡単でもいいですけど皆さん本当に頑張っているんだなと、町長をはじめ、これも議会のたまものかなと思って御報告をしたいと思います。ちょっと笑ってほしかったところですけども。

それでは、通告に基づきまして一般質問に入っていきたいと思います。

私は、今回、町営住宅の家賃の長期滞納について、長期滞納者と書きましたけど、滞納について質問をしていきたいと思います。

これはもう長い年月があるのかなと思いますが、滞納について大体発生するというのは、町営住宅とか、税金とか、あと水道利用料、その質問に入る前にちょっと通告はしてなかったんですが、例えば税務課それから水道課、住宅担当の課で、滞納した場合一連どういう流れが発生するのか。各税金とか水道とか、住宅によって対応に仕方が若干違うと思うんですけども、滞納の場合はこういうふうな形取っていきますっていうのを、税務課長から水道課から住宅課という感じで滞納のときの対処というか、この流れは今できれば簡単に説明できますか。

○議長（武道 修司君） 今富税務課長。

○税務課長（今富 義昭君） 税務課の今富でございます。

今、塩田議員の質問でございますけど、税務課においては滞納につきましては、まず、督促を出させていただいて、その督促に応じないものについては催告という形で徐々に厳しい取り立て方をやると。それになおかつ応じない場合については、差し押さえ等、あといろいろな状況の調査を実施するという形をとっております。

以上であります。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 引き続き水道課と住宅課で出るのかなと思ったんですが。

○議長（武道 修司君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。

上下水道課の水道料金についても税務課と同様な流れにはなるんですけど、督促状を出して、次に催促状を出し、その後に給水停止を行いながら、行う以前に給水停止の通知も本人さんに通知をしながら、いついつ水道を止めますよということで促して料金の徴収を行っております。徴収といたしますか、納付書でお支払いをしていただく、また、厳しい方については、分納というようなことをして、各滞納者に対して対応を取っている状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

住宅の使用料の場合について申し上げます。住宅の場合も税務、上下水道と同様に、まず、納期内に納入がなかった場合には、その納期期限後20日以内に督促状を出すようにしております。督促に基づいても支払いがない場合は、同じように催告書をお送りさせていただいております。中には、先ほど上下水道課のほうにもありました御相談にいられて、特に、今はまだコロナとかで減収していて、今の状況で今の家賃を払うのが難しいという方については分納誓約等を取って、分納で納入を促しているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） ありがとうございます。大体通常皆さん分かっているとおりの話です。今回、滞納状況はということなんで、どういふどこまでの滞納がどうあってというのがちょっと私には分かってないんですが、課長のほうで大体まとめてくれているとは思っているんで、現在の築上町の町営住宅の全体の滞納額とか、一番高くて幾らぐらい滞納された方がいるのかとか、実際、いろいろ聞きたいんですけども、滞納しても分納で払っている方がいるのか、そ

れとも全く払ってないのか、様々な話聞くので、そこをちょっとお尋ねしたいなと思うんですが、よろしいですか。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。ただいまの塩田議員の御質問の回答をさせていただきます。

町営住宅使用料の滞納状況についてですが、ちょうど今回決算の議会ですので、今回の令和2年度決算において未収入額が約2億6,000万円となっております。現年度の滞納額が約2,000万円、令和元年度分以前の滞納家賃というのが2億4,000万円と膨らんでいるような状況でございます。

長期滞納の状況ということの今回御質問なんですが、今回、改めて確認させていただきましたところ、令和3年8月末現在で、家賃5年分（60回分）以上滞納されている方というのが、約120世帯ございました。その中で、現在も町営住宅に入居中の方が63世帯ございます。

また、金額ということですが、100万円以上の滞納されている方というのが約80人いらっしゃいます。もう最高額が幾らっていうのは資料を用意してなかったんですが、その100万円以上の中でも500万円以上を超えて滞納されている方っていうのが5人いらっしゃいました。

塩田議員がおっしゃられたように、ずっと払っていない方がいるのかということなんですが、合併等もございましたし、システム等も更新されておりますので、今現在のシステム上に残っている額を最近払っていない方というのは分かるんですが、入居からずっと払っていない方がいるかというところは、ちょっと今はまだ精査できてないところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 2億6,000万円と2億4,000万円、ちょっとそこが分からなかった。そこをどうなのかちょっと説明してもらっていいですか。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

2億6,000万円というのが令和2年度の決算で、令和3年度に繰越す滞納分の家賃というのが2億6,000万円になっております。2億4,000万円というのは、その中で令和2年度の家賃を繰越した分ではなくて、令和元年度以前の家賃を繰越した分が2億4,000万円存在するということです。残りの2,000万円というのは、昨年度（令和2年度）分の家賃で未納になっている分が2,000万円ということになっております。それで合計して令和3年度に繰越された未収入額として2億6,000万円ということになっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 分かりやすく言えば、新しく毎年2,000万円増えていくということですか。これ、町長に聞いてもというところなんです、町営住宅というのは高くても普通一般家庭で入れば2万円前後、古い住宅であれば何千円とかいう世界なんです、どちらにしても2万円にしても、子どもたちが成長してその給与形態で所得で家賃が上がっても、多くて5万円とか聞いたこともありますけれども、100万円以上ためるというのはなかなかですよ。

滞納というのは払わないのか、払えないのか、払えなくなったのかといろいろな様々な人がいるんです。例えば急に病気で職がなくなったとか、事故でとか、不景気で職がなくなったとかで急に払えない。ここの立ってしゃべっている私もそういった時期もありました確かに、払えないときが。だけど人の道徳というか、常識から、常識って当たり前のことなんですけど、やっぱり払おうとする努力とか、そういったものがあってでしょうけど、500万円以上滞納者が5人、100万円以上が80人、もうそこでかなりの……。これは課長に言って課長が悪いんじゃないくて、これは歴代のその担当課、歴代の町長たちの流れなんです。どういうふうなことをやって……。

それで、滞納金額は分かりました。もう次の、今後の取組みという形なんですけども、課長としても大変だろうと思う。どの課に行ったって、来年になったら課長は違うところに行ったかもしれんけど、様々ここにおる皆さん、どこにいつよその課に行くかということなんですけど、課の取組みとしては課長の考えを聞きたい。

それと、町長には今後の取組みというか、これまでの取組みというか、町長はどういう指示を出して、これ課でできることじゃないですよ。税金とかいうのは一時いろいろあって、税金一所懸命頑張っていますが、ありましたよね。だけど、これっちゅうのも滞納金額、これ真面目に払っている人もおるし、ここなんです、問題は。

築上町全てのいろんな様な使用料とか、払わんでもいいんかと。だからそういうことにもなりかねない、要する何もしないのも罪みたいなどころもあるんで、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

ただいまの御質問の今後の取組みとして、当課で今考えていることといたしましては、先ほど塩田議員がおっしゃられたように、実は毎年2,000万円近くその年度の繰越しが出ていくところがまず問題と考えて、これ以上の滞納を増やさないことがまず大切と考えております。ですので、本年度からは催告書を送付する際に、町営住宅については入居に当たって連帯保証人さんをつけていただいております。その連帯保証人さんに対しても催告の際には通知をさせてい

ただいでしようと思っております。

この催告書は現年度家賃を3月以上滞納している方にまず送付する予定としておりまして、もう実際に今、その準備で取りかかっております。ただ、システムがちょっと対応が難しく、今、修正等をかけて近々その対応を始める予定としております。

また、先ほどの滞納状況にございました過年度分の長期滞納の方については、その滞納の理由等をまた再度把握に努めて、その誓約書等により誠意をもって分納している方以外につきましては、今後、法的措置等は課一丸となってちょっと情報収集や勉強をいたしまして、そういうことも視野に入れて滞納整理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 地方税それから使用料、そういうのは本当に収納というのは担当課は努力はしていただいておりますけれども、基本的には「税」これも非常に滞納が多うございました。ということで滞納処分をするようにということで、今、税務課のほうはある程度軌道に乗っておると思います。

法に基づいてこれは差し押さえまで町でできるというふうなことで、先ほど税務課長が申しましたけれども、納期限納付、これを督促しながら納期を過ぎたものにはすぐに督促状を送ると。そして、これでまだ納めないときは事情聴取しながら納付の意思確認をしていくというようなことで、生活的にちょっと一度に納期限内に払えないという方については、分納、誓約書を書きながら、真面目に払っている方はこれですと払っていただければそれでよしと。これが途切れた場合にはやはりもう一回、先ほど言った差し押さえ等々まで、今、非常に差し押さえを税務課では多々行っております。

例えば動産、預金通帳まで調査をしながら、通帳に残額があればそれを押さえるというふうなところまで今税務課のほうはやって、それでもまだ滞納はしかし絶えません。やっぱりいろんな形でやっぱりコロナ禍の中とか、それから生活苦の方、失職した方とか、そういう方には事情聴取をしながら、いわゆる分納、それから納税延期ということまで税務課はしております。

それから水道、これも先ほど課長が言いましたとおりでございますけれども、非常に水道も滞納は多ございました。だから、3か月未納の方については、すぐに手続き調査をして、最終的には一応メーターを止めるということまで知らせたら、これはある程度滞納はあるんですけど、止められるということで、一つそういうことで、水道料金については、ある程度の納付がある程度スムーズに、遅れる人もおるんですけど、最終的には水を止められるということで払っています。

当初は非常に文句がございました。電気や電話は滞納したら止まると、水道は払わんでも止め

られんぞという風潮がずっと蔓延しておりましたけれども、非常に私の自宅にも、「なんで水道止めるか」と、このような苦言もあったわけでございますけれども、何とか電気や水道は払わなかったら止められる、それと同じ形ですので、ぜひ、払って、払えないときには相談には応じますのでと、そういう話をしながら今のところは、水道料金についてはそういう止めるという一つの手立ての中でスムーズにいきつつあると。

それからあと、各種の料金、これも非常に下水道も止める手立てがないんですね。下水はやっぱりどうしても難しいという形になっておるので、きめ細かくいわゆる滞納者への特例をしていくと、これしかないというふうな状況でございますし。それから後期高齢者の保険料、介護保険料など、これも非常に特別徴収になったので、ある程度納付率がよくなりました。年金を僅かしかもらっていない方も可哀そうなんですけど、年金からの特別徴収というふうなことになるって、これもある程度滞納はあるんですけど、納付率がよくなってきておると、こういう状況です。

家賃、これも非常に合併した当時すごい滞納でございました。それがまだ引き続いておるといのが現実でございますけれども、この滞納防止策として他町村から入って来る場合は、一旦、民間に入ってもらって町民重視という形で、町民の方でなければ、住民票のある方でないと町営住宅には入れませんという制度を作って、そうしないと他の市町村でどうしても経済的にいかれなくなってきたという形のなれば、本町に来れば家賃を払わんでいいというそういう風潮が蔓延しておったので、その歯止めもやったという状況でございます。

そういう形で少しずつは改善をしておりますけれど、だから先ほど全課長が申したように、真面目に納める人と真面目に納めない人、だから住宅についてもそれを吟味しながら、税であれば直接町が滞納処分ができるんですけど、あとは裁判所に提訴して収納していく手立てしかないんだということで、裁判も視野に入れながら退去命令が出る話も、悪質な人は私はそこまでやっていいとこのように考えておりますので、担当課は思い切って僕がやりなさいという指示はしてるけど、なかなかやっぱり生活権があるということで担当課のほうも踏み切れない状況のあるようでございますので、本当に悪質者についてはそういう、「箸にも棒にも掛からない」いわゆる納付相談にも応じないということで居座っておる方については、もう裁判をするしかないんじゃないかなと、このように考えておりますので、そういう強い姿勢で私は対応をしてもらいたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 強い姿勢で今対応をしていくということだったので、次の質問にもう一緒に入っていきたいと思えます。

民間で徴収といったそういったのがあるのか、あるというところもあるんですよね。町長、御

存じのように役場の職員さんが家賃の滞納の話を行ったって、なかなかここまでくると今の町長の言葉を借りるわけではないんですが、「箸にも棒にも掛からない」と言われましたけども、そういった状況ではないかと思うんですよ。

だから、一つ家賃のチームを作るようなそういった考え、今、町長がそういった指示を出したというけど、出していないような気もするんですが、今から出してくれるんでしょうけど、この民間委託、これどこにあるか分からない。どこかやっているところがあるという話も聞くわけなんですけど、そういったところまで町長、やる気があるのかないか、もう一回ちょっとそこどころ再度確認をしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 民間委託をすれば金もかかるし、そうすればやっぱり町のほうで職員が責任を持ってちゃんとやっていただくということで裁判の提訴、住改資金の部分は若干提訴までやっている部分もございますので、こういう一つのやり方で私は、そして裁判所によって強制的に退去してもらおうとこういう方法もとっていい方と、まあ、これはちょっと納付は今のところは難しいという方については延納申請なりしていただきながら、真面目に納付をしていただく。こういう一つの考え方で対応をしてまいろうと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 町長、今2億6,000万円ですか、来年になったら2億8,000万円になりそうなんです、このまま今の状況。年々2,000万円ずつ増えていく。このお金があれば、例えばHOTEL AZの横に住宅が建っていますよね。あれが2か所できますよね、2億6,000万円もあれば、ざっと考えれば。

町長、滞納で今払えない非常に苦しい、遅れて払う、いろいろな形があっていると思うんです。だけでもこの何百万円となったときに、これどうなっているかという、もうなかなか、ここまでたまるのにすごい年数かかっているんです。ということは、保証人さんが生きていますか死んでいるのかもチェックできていないんじゃないかと思うんです。どの時点で保証人さんとやったのかとかこうなったのかとかあるし、僕も保証人になって非常にひどい目にあっているんですけど、そこでそういうところの整理もきちっとやりながら、やるのかやらないのかなんです。

税金とか水道とか止めたりなんかできるわけなんです。住宅の場合は、長期滞納で悪質で払わないという時には、もう契約解除しかないんです。それには退去してもらおう、退去してもらおうということは契約解除なんです。だって、払っていないのに家賃は毎月増えていく、そこが真面目に住宅の家賃を払われている方、あと住宅に入っていないくても様々な使用料とか、ちょうど板挟みになるんです。みんなも文句の突き上げになるわけなんです。「どうでもいいじゃないか、

払わんでも町は何も言うてこんじゃないか」みたいな、そういったことを起こしているんです、実際には。

そこで、今まで町長は痛みを自分で出していないと思うんです。三国志は終わりましたが、諸葛孔明が「泣いて馬謖を斬る」という言葉もありますけど。やはり泣くのは誰か、孔明がしたのは、軍律を守るために泣いて馬謖を斬ったわけですよ。町長は泣いたことがないんですよ。町民に泣かせるのか、真面目な人たちに、家賃はもう毎年2,000万円増やしていても私がどうとか。その旗印をとるのが本当は町長と思う。町長が辛い思いをして涙を流すくらいの勢いを出さないと、こういうのは片付かないと思う。

税金は差押えとかなんかなります。水道は水道を止めていっていろいろなことがある。住宅はやはり生活あるものなので仕方がないですよ。1か月、2か月滞納した人に出ろというんじゃないんですよ。民間の発想から言ったら、もう既にそういう発想になりますけど、行政がなかなかできないところがある。例えばもう水道課長のところだけじゃなくて、一つのチームみたいなを作って、そこに住んでいる人、何百万円も滞納をしている人、水道も止まっておるのかな、電気も止まっておるのかなとついつい考えてしまうんですけど。

そんな余計なことは考えずに、家賃のこと一本だけ考えてそういった人たちには、だから町長がやるというのであれば、弁護士をかけて、弁護士は金がかかりますよ。だからそれをしないと、もう今でいう年間2,000万円増やしていく話になるぐらいなら、まずは増えていく家賃をストップ、それが退去なんですよ。そしてお金は後で、どういうふうに払えるか払えないかちゅう分からん。行く行くは不納欠損とかなるかもしれない。

そういった厳しさ、先ほど町長は町外からの入居者を一つの手としてやったと、築上町に行ったら家賃払わんでもいいぞとかいうそういう風潮もあったと。それが町外から来る人が家賃を払わなきゃなくて、それは僕と認識が違うんですよ。そういうのは町外からも人が入って来ないような町、閉鎖してしまっただめなんですよ。

だからそういったルールに基づいてビシッとそういった管理のことをやれば、町内の人がきちんと金を払いよるかと言ったらそうじゃないわけですよ。町内の人だって払わない人がいるわけですよ。いいですか、勘違いしてもらっては困る、払えない、今払えない、今払えない時期があったとかいう方たちは別ですよ。払わないという意味の人たちが対象で言わせてもらいますけど、それにはちゃんとしたチームを作って、弁護士なりを入れていくようなちゃんとした体制でやらないと、恐らく今契約している人が代が変わって息子になったとか、保証人さん実際におるのかとか、保証人どうなっているのかそういったところも今、町費何百万円となった人たちですよ。これ今日、昨日で500万円なんかならない、これ何十年も、町長ももう20年議会をやっているんですから、ずっとですよ。

高齢者か若い人、若い人は30代だって20年前だったら10歳ですから、だから年齢からいけば我々前後の人たちばかりでしょうから、そういったところもチェックしてそういう不備をして、保証人いなかったら保証人をつけてもらう。200万円あるけど保証人になってくれる人がおればいいけど、いなかったら書類で退去してもらえないじゃないですか。そういったのをきちっとやって、でないと、築上町に行ったらもうどうにかなると、僕もそれ以前聞きました。「築上町に行けば生活保護はすぐ申請が通る」とか、そんなうそか本当か分からないので言ってはいけないんですけど。そういったのがあって、そういった形で町長が旗振りをちゃんとやって、町長が涙を流すような勢いで行くか行かないかだけ、ちょっと最後、質問したいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 町営住宅は本来なら低所得者用の町民が、一応収入が少ないという方々のためにつくったのが町営住宅でございます。そういうことで、非常に家賃も安くはしておりますけど、なかなか払いづらいという所得の方もあって、そのところは実態をぴしゃっと把握しながら、そして、先ほど課長からも強い決意がございました。保証人にちゃんと当たっていきながら納付を督促していくというようなことで、これがダメならいわゆる強制退去というのは裁判でしかないんで、本人に契約解除して出てくださいよという督促しても出られなければ、もう裁判所に提訴しながら強制退去という形しかないんで、悪質な方はここまで持って行く必要があるのではないかなと思っておりますので、強い気持ちで悪質者に対しては望んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） もう終わろうと思うけど、町長がやっぱり言うなと思って。家賃が安い、低所得者向けって、もう昔からそれを言うんです。それは所得ゼロでも入れる、これ家賃が少ない。そのために例えば家賃が上がったら減免制度とか低所得者向けとか、いろいろ様々なパターンがあるんですよ。収入がないから家賃を払わんで当たり前じゃないかという解釈になってくる。そういうのは通らんでしょうという世界なんです。

もし収入がなければ、その人生活ができないでしょう。水道とか電気とかいうところではない。まあ、生活保護とかいろんなことがあってそれで家賃を払いながらという形になるわけですよ。逆に言います。その時、当時入った方で、御家族で子どもさんも成長して所得が上がってきて家賃が5万円とか7万円とかなった家庭、そういう人たちが低所得者向け、もうこういう家賃体系もできました、そして所得が上がっています。だから退去、出してもらんといけんわけじゃないですか、実際には。

低所得者向け、そういったことさえもできていないはずなんですよ。いいですか、そういった

ところもなあなあにやって来ているんです。もう家賃5万、7万払いよるからいい、低所得者に人たちが入るために、そういった人たちは所得が上がってこの時点で、もう退去してくださいと。これ荊田町はやったんですよね。同時に耐震でこれ危険ですということで、1年以内、2年以内にここのあれは全員退去の考えをして下さいと。それも町長、恐らく低所得者がまた言うと思ったんですよね。それを言いよったら入れるのは分かっているんですよ、所得ゼロでも申し込みできるんですよ。それが低所得者向けに作られたのは分かるんですよ。でも家賃が決定するんです、3,000円とか1万円とか2万円とか、それを払っていつているんですよ、皆さん。

だから払えなくなったら、払える方で国の制度でそういったのを払っていくとなるんで、だから上がった人たちのところも踏まえて、もうぼちぼちこれだけの所得が上がって来られていますので、もうここで受付ができないんですよと、幾ら払ってもらおう人たちもできない。次に、低所得者の人に入っていたかなければいかんから、そういう住宅ですからとさえも言って来ていないんですよ。

そういったところも踏まえて、今回から毎年チェックでいきたいと思います。今分かったら、毎年2,000万円増えているちゅうことなんで、来年からこういった努力の経過が出るかを、ぜひ町長に頑張ってくださいと思います。よろしいですか。

○議長（武道 修司君） 回答いいですか。

○議員（14番 塩田 文男君） はい。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 極力滞納繰越しが出ないような私をはじめ、職員にも頑張ってもらおうということでお約束します。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それではこれで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。次に、7番目に10番、池亀豊議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 10番、池亀です。通告に従いまして、本日はコロナ禍の子どもたち、学校、教育、権利についてということで質問をさせていただきます。

初めに、小中学校の新型コロナ感染症への対応についてということで、文科省の8月27日のガイドラインでは、検査の対象者として判明した感染者が1人でも感染状況によっては原則として当該感染者が属する学級等の全てのものを検査対象の候補とすることが考えられるとして、教育委員会が事前に保健所と話し合い、初動体制について考え方を整理しておくことが必要だとしていますが、準備は進んでいますかという質問を用意していたんですが、もう発生しているということで、今現状どういう状況なのかお答えをお願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

池亀議員御質問の件でございますが、先ほどの宗議員が御質問したときにもお答えさせていただきましたが、今現在、休校になっている学校につきましては、複数人の陽性が認められたということをもって保健所にまず御意見をいただきましたし、学校医とも相談をいたしまして、複数学年にわたるということで学校全体の休校を決めたところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） すみません、ちょっと検査のほうを。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 失礼いたしました。検査の件でございます。

陽性が確認されました時点で当該クラス全員をもちろん検査をいたしましたし、それだけではやはり不安に思われる保護者の方もおられるということで、学年全部を検査させていただきましたので、3学年全部の検査を行いました。そして加えて先生方、給食調理員も含めて全職員を検査させていただきました。結果、全員陰性ということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 本当に発生したということで、先生方、職員の皆さん、大変な御努力に感謝を申し上げたいと思います。本当に早く子どもたちを守っていける状態をつくっていくために、本当に私たちも御一緒に頑張りたいと思います。

次に、オンライン授業をもう開始しているという話ですが、このオンライン授業に保護者の方でなかなか協力的ではない保護者の方もいらっしゃるというふうなお話をちょっと聞いていただいて、財政的な面でまず生活が大変な御家庭、それからそうじゃなくてもオンライン自体に理解がない保護者の方のいらっしゃる家庭とかで、学力、学校の勉強に差がついていくのじゃないかと

ということで、町長に質問をさせていただきます。

協力的じゃない家庭にも協力していただくような、家庭にオンラインの費用の補助などは、この緊急事態の間だけでもオンラインの費用の補助などはできないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

財政的にインターネット環境が整わない家庭につきましては、就学援助費の中でもその通信費用の一部を助成するようにしておりますので、その辺でクリアできるのかなと。

それからWi-Fi環境がない家庭につきましても、町のほうで機器の貸出しは行っております。通信料は家庭の負担となりますけれども、その機器の貸付けについては、今のところ14世帯のほうから申出があつて、貸付けを実際に行っているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ということは、そのオンラインができなくて困っている生徒、児童の方はいらっしゃるということですか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

今のところ学校教育課のほうでは、そういう情報はちょっとつかんでおりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ぜひこれからそういう事態があるかもしれないと思いますので、この緊急事態の間だけでも町のほうで公平な、その家庭の状況によって勉強に差が出ることのないような対処をぜひ町長にお願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には教育委員会学校教育課の範疇の形、予算要求があれば私は認めてまいります。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 次に、テレビの報道特集という番組で、小学校の校長先生が抗原簡易キットを9月上旬から配付していくというのが、学校が心配するのは、キットが来た場合、それを誰が実際に検査をするのか、この小学校の保健室でそれが果たしてできるのか、そこが一番不安でもあり、心配ですと話していました。

採取に必要な場所や人員の確保、または防護服などの準備について、無理なく活用できる対応策は国のほうから具体的に示されているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

抗原検査のキットを各学校に配付するという連絡が来ております。それでうちのほうには一応7セット入るようになっておりますので、一応教育委員会のほうでいただいて、また追加の要望調査もございましたので、その追加の要望もしております。

ただ、具体的に防護服とかその辺についてはまだ準備が整っているわけではございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） このテレビの校長先生のお話、もっともだと思うんですね。ですから築上町の校長先生の中にも不安に感じている先生いらっしゃると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、今の同番組の中でコロナに感染した医療従事者の方が、妻、長男、次男、父と次々に家庭内で感染が広がっていったと話していました。何でこうなってしまったんだろうと、飲みにいったりとかはもちろんないし、夜の外出もなかった。ただ、去年の4月のときと比べると、スーパーやコンビニにも平気で買物に行くような最低限必要な日常生活を送っていた。そのどこかでかかったのかなと話していました。

普通の生活で感染するのですから、学校などでの感染拡大を防ぐためには、ワクチン接種も含めて、大人の感染をこの京築地域でゼロに近づけることが大切だと思います。そのためには感染拡大が今顕著になっている事業所、職場ですね、学校、保育園、学童クラブなどに対する政府主導の大規模検査の実行が必要だと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には県の保健所と協議しながらやってきておるということで、町のやること、県のやることということで、町は基本的にはPR、いわゆる感染防止のPRとそれから予防接種、ワクチン接種ですが、これが基本でございますし、その他いろいろ問題があれば保健所と協議をしながらやっていくと、こういう形になっております。

もし感染が出たときには一応消毒あたりを町の施設であれば町でやっていくとこういう形で、民間でそういう施設が出た場合は、町のほうが補助金を出しながらやっていくと、こういう状況をとっておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 昨日、16歳から65歳未満の接種は1回目が64.7%、2回接種が49.52%と言っていました。保護者の方のワクチン接種の状況は今どうですか。

福岡県は保育士や教職員らに対する優先接種を当初7月に開始する予定だったが、国がワクチンの申請受付を停止したため遅れ込んでいたとして、9月中旬にも開始するとしていますが、保育園、学校などでの先生のワクチン接種は県全体より進んでいると聞いていますが、接種状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

爆発的感染を受けて、当初受けないと言われた方々も接種を希望される方が増えております。保護者世代の20代から50代の方につきましては、現状では若い世代になるにつれ接種率が下がってきています。最終的には自己判断になりますが、接種勧奨を進めていきたいと思っております。

それから先ほどの町長の答弁に補足でございますが、優先接種につきましては、当町ではエッセンシャルワーカーの優先接種を行いました。エッセンシャルワーカーというのは、お話にありましたとおり学校の先生方、教職員、それからそれに関係する方々、保育所の関係の方々などですが、他町村でも優先接種を行っていますが、他町村では自町の職員だけというところで行っていましたが、当町では、本来の感染症予防のために、町内外住所を問わずその町内の施設にある方々に対して接種を行っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 先ほど塩田議員の質問の中でもあったんですが、当町のワクチンは相当よそから褒められるような状態だということで、ぜひ子どもさんたちを守るためにぜひ頑張っていていただきたいと思っております。

次に、子どもたちを守るためには地域の医療を守っていかなければなりません。私たちは6月議会で新型コロナウイルス感染症と戦う医療従事者等に対し、敬意と感謝の意を表することを決議しました。本議会は、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していくという内容です。

2018年にノーベル医学生理学賞を受けた本庶佑京都大特別教授は、9月3日厚生労働省で記者会見し、感染対策の基本は感染者の発見、隔離、治療だとし、これが抜けていけば感染者のクラスター追跡も破綻すると政府に対策の強化を求めました。

同日、熊本市の大西一史市長は記者会見で、大変な混乱が永田町では起こっている。地方の現場を直撃する政治的混乱が続けば、最前線で働く医師や看護師、多くの現場スタッフに影響を与えると訴えました。

私たちは当然私たち議会も含めて、行政も国、政府に対して感染対策の基本、感染者の発見、

隔離、治療を行い、国民の命を守る行動を取るよう要請する責任があると考えます。町長もそう思われますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には蔓延防止ということで、町も最善を尽くしていかなきゃいかんとこのように考えております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） そういう答弁でしょうけれども、本当にこれ、感染者の発見、隔離、治療というのが本当に大事だと私は思います。そうしないと今の状況がずっと続いていくことになっていきますので、町も行政として、私たちも議会として、やっぱり今の状況を何としても変えていく努力が必要だと考えております。

次に、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業について質問します。

初めに、文部科学大臣官房長に提出した企画提案書の中の新しい時代を生き抜くことができる築上町にふさわしい小中一貫校としての学校づくりについて質問します。

6月議会の厚生文教常任委員会での私の質問に、町長は「これをどうするのかというのはまだ決めていない。ビジョンづくりでどのような姿が出てくるかということで、その後皆さん聞いていただければ」と言われました。そのときにも質問をいたしました。このビジョンをつくる段階で、町はこの小中一貫校をどう定義しているのか、今からビジョンをつくる、どのような姿が出てくるかという議論の前提についてお聞きしたいと思います。

前回の質問で教育長は、本町におきましては1年生から6年生まで、そして1年から3年までというこの大きなくくりで小学校での学び、そしてその上にきちんと中学校の学びを積み上げていく、そういうイメージでこの一貫校を考えていると答弁されました。

本日の私の質問のメインになります。小学校の卒業式、中学校の入学式は行われるのか。このビジョンづくりの中に小学校の卒業式、そして中学校の入学式がなくなることは想定されていないということでもいいのか。それともなくなる可能性、どのような姿が出てくるという中に小学校の卒業式、中学校の入学式のない姿もあるのか、これについて明確なお答えを求めます。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

池亀議員、御質問の件でございます。小中一貫校を設置するというので、前の議会でもお答えしたとおり、小学校6年、そして中学校3年でございます。ですから、必ず入学、卒業という節目の学校行事については執り行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 大変うれしい答弁でございます。小学校の卒業式、中学校の入学式は必ず行うということで、6・3制は守るということでよろしいですね。ぜひ子どもたちはやっぱり卒業式、入学式というのは本当に私は大事だと思いますので、いいお返事をいただきまして大変うれしいです。

次に、将来的に小学校の統合について質問します。

企画提案書の中の「将来的には5つの小学校の合併も視野に入れながら」について質問します。

小中学校の統廃合などが進むと過疎化が急激に進み、いずれその地域はなくなってしまいます。町長は「今後の築上町の教育はこうあるべきだというビジョンをつくっていただいて、そのビジョンに基づいた学校の運営、それから学校建設をやっていくべきであろう。今から始まるので決まったわけではございません」と言われました。

この発言は、今までどおり地域の人口減少を少しでも止めるための努力を続ける中で、将来的な合併、私はこの提案書の中で統廃合を統廃合と表記せず、統合、合併としていることは不誠実だと感じています。それは申し上げておきたいと思います。この努力を続ける中で、将来的な合併を視野に入れるのか、それとも町長がビジョンが決まればこのビジョンを町民の皆さんに議論をする形で校区のいわゆる懇談会等々をやりながら意見を求めてまいると言っていますので、5つの小学校の合併が盛り込まれたビジョンが決まればそのビジョン、統廃合を進めていく、その中での議論になっていくのか、どちらになるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはまだお答えできるような状況じゃないし、あと今委員会をつくっておりますし、基本的には事務局のほうである一定の原案をつくりながら、委員会に諮っていくと。そして、そこで初めて公表できるような問題になろうかと思っておりますので、今のところは椎田小学校と中学校の小中一貫的な形の、そしてコミュニティ施設的な、一応文部科学省のほうに採択されたこと以外は私も一応教育総合会議の中でそれでよかろうということで理解をしており、あとはいろんな形のものは今からということで御理解願いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 教育長にお聞きします。

今言ったように人口減少を食い止める努力を続ける中でこのビジョンを考えているのか、そこだけお願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

ただいま御質問の件でございますが、あくまで地域は今以上に活性化していくということをはり考えて今の学校教育も進めておりますので、そういうものを努力しながらも、将来的な人口

減少、児童生徒数の減少が大きく見られるというときには、そういう方向性、統廃合等も考えていくということで、あくまでやはり現状としては、今の学校を中心とした地域コミュニティというのを大事にしながら、その将来として一つの考え方として統廃合も考えていくということでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） ありがとうございます。ぜひ統廃合は統廃合ありきでなくて、やっぱり町の学校を守っていくという中で将来的にそういうことも考えるということで、やっぱり立場としてはやっぱり学校を守っていく方向でという答弁と私は受け取りました。よろしくお願いします。

次に、築上町総合教育会議で、新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方について案の提案に至った議論の経過について、少し議論の中身でお聞きしたいことがあります。

築上町総合教育会議が令和2年度3回、令和3年度1回開かれています。この議論の中で、初めに教育長の「これから社会の変化に対応していく子どもたちを育てていくためには」の、この「社会の変化に対応していく子どもたちを育てていく」というのはどうのお考えでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会久保でございます。

ただいま御質問のこれから先の社会の変化に対応できる子どもたちということで、やはりこれから情報化、それから少子高齢化等々が進んでくるといふふうに考えられます。私どもが今生活している以上にICT等を活用した、いろんな子どもたちはそういう社会に対応していかなければならないといふふうに考えています。私は今こういうふうに予測しながら言っていますけれども、予測しないことが近い将来、いろんなことが起こってくると思うんです。そういうものに、その変化に対応できるような子どもを育てていかなければならないといふふうに考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） その変化ですけど、また今から質問の中で言いますが、今の社会の変化というのは悪い方向に向かっている変化があると思うんですね。そういう変化にも子どもたちが対応しなくてはならないというのは、私は今から言いますが、そうじゃない子どもたちがそんな苦勞をしなくてもいいような教育をぜひお願いしたいと思ひまして、次の質問に移ります。

「夜間中学へようこそ」という本で、生徒が「私ね、昼間の学校についていけなかったの。何をやってものろくて、早く早くって言われるほどどうしたらいいか分からなくて、学校に行けな

くなっちゃったの」と話す場面があります。学校は子どもたちにとって切磋琢磨するところなのでしょうか。

国連子どもの権利委員会は、これまで日本の子どもたちが直面している困難として、第1に日本の子どもたちが競争主義的な公教育制度の下で大きなプレッシャーにさらされ、子どもたちに発達のゆがみを引き起こしているということ。第2に親や教師など子どもに直接関わる大人との人間関係が荒廃し、このことが子どもの情緒的幸福度の低さの原因になっていると指摘してきました。

日本財団が行っている18歳意識調査というものがあります。この調査で「自分は大人だと思うか」という問いに、「そう思う」と答えたのは29.1%、「自分は責任ある社会の一員だと思うか」は44.8%、「将来に夢を持っているか」は60.1%、「自分で国や社会を変えられると思うか」は18.3%、「自分の国は将来よくなると思うか」はわずか9.6%です。将来に夢を持っているかという問いに6割は持っていると答えていますが、4割は夢がないのです。若者はみんな夢を持っているのが当たり前ではないのでしょうか。この若者の夢や希望を奪っているのは私たち大人じゃないのでしょうか。

小学校の不登校は2014年にそれまでの最高を上回り、以降、毎年最高値を更新しています。中学校でも2016年、2017年に過去最高値を更新しています。今回、2019年の国連子どもの権利委員会の最終報告書は、社会の競争的な性格により、子ども時代の発達が害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置を取ることを要請しています。日本の子どもたちは競争的性格という社会の特質により、子ども時代という子ども一人一人の発達において決定的に重要なものが破壊されていると言われているのです。

築上町の教育会議の中で、切磋琢磨することとかそういうものが少し足りなくなっているという意見があります。学校は子どもたちにとって切磋琢磨しなければならないところなのですか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

池亀議員さんの御質問の件で、私もこの「夜間学校へようこそ」というこの山本さんの本を読ませていただきました。大変心に響く中身でございましたし、本当に取り残される子どもたちがいないようにしないといけないなという思いを私自身、この本を読みまして感じたところでございます。

今御質問にあったところですが、やはり子どもがいつもその悪いもの、悪い未来に対応していくことを強いるというのではなくて、学校においては、まずは安心して学べる居場所、そして学校集団の中で基礎的、基本的な知識や技能を反復練習もしながら、確実に定着させていく、そして知識や技能の習得や活用の喜び、そして充実感を味わうような活動をさせていかなければ

ならないと考えています。ですから、そのために個々、一人一人の児童生徒の状況を丁寧に把握して、主体的に学習が進められるような個別的な学習の対応を行っていかねばならないと考えています。

今回、学習指導要領が改定されましたが、その中にこういうことがあります。個別最適な学びの充実というのがございます。これは一人一人に適した学習ができるように、学校環境を整えていくことも重要であるというふうに示されておりますので、もちろん子どもたちが学び合うということは重要でございますけれども、一人一人のその子どもさんの実態に合った最適な学びを提供していかねばならないというふうに考えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 大変私の考えと同じような答弁ですが、今回の先ほどの総合教育会議の議論の中身を見てみますと、そういう取り残されていくような子どもたちが議論の中にほとんど出てきていないと思うんです。何か切磋琢磨する教育の議論が圧倒的に4回にわたって議論されているように私は感じました。そここのところはやっぱり教育者、教育委員会として、やっぱりそういう子どもたちも主人公にした議論をしていっていただきたいと思います。

次に、子どもの権利条約、児童憲章は学校でどのように活用されているかということで、2019年3月の国連子どもの権利委員会の最終所見は、子どもの保護に関する包括的な政策とその実現のための十分な人的・技術的・財政的資源に裏打ちされた戦略を発展させることを求めています。

子どもの権利条約第3条は、子どもの最善の利益のために児童の福祉に必要な保護及び養護を求めています。この子どもの保護に関わる包括的な施策について、曲がりなりにも先進国と言われている国に勧告するのは異例ともいえることです。これまで3回の勧告にもなかった指摘が今回初めて行われました。

子どもの貧困と言われる状況は2010年代の日本社会の共通認識となって広まり、虐待事件やその保護をめぐる児童福祉施策の立ち遅れがニュースの日常となっているなど、もはや日本における子どものセーフティネットが崩壊に至っている事態を示しています。その深刻さが国連からも危機感を持って認識され、その対応が待ったなしの課題とされています。子どもの権利条約、それから児童憲章の中身を学校のほうでどのように教育に活用されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

ただいま御質問の子どもの権利条約についてですが、小学校では第6学年の社会科において、1学期には地方行政の取組みの学習の中で使っておりますし、3学期にはユニセフの取組みを学習の中で取り扱うようになっております。中学校では公民的な分野で国際人権問題の学習の中で取

り扱っているところです。

ただ、児童憲章につきましては、12条の条文を基に先生方が学習指導を行っていますが、特にこれを取り上げてどの教科ですというような指導は行っておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ちょっとこの続きまた後であるんですが、これももう通告していますので、5番の教員免許更新制の廃止についてどのように考えるか。

萩生田文部科学相は8月23日、教員免許更新制を廃止する方針を表明いたしました。学校現場では先生方、どのように受け止められていますか。教育委員会はどのように受け止めていますか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

このことについては国の制度でございまして、私どもも今後国、文部科学省の基本的な方針に基づいて対応していかなければならないというふうには考えております。

先生方につきましても、私ども教育に携わる者については、やはり常に自分自身を磨く、いわゆる自己研修ですね、そういうものが必要ということで、これまでもこの免許更新制の考査、講義等を受けてきておりましたが、個別、その講義内容等も最適なものが受けられるかという、なかなかそういう部分もありませんでしたので、私どもとしましては、今後の国の方針に従って肅々と対応してまいりたいと教育委員会としては思っております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） これずっと長い間、学校の先生方の中で、全員ではないですけど、問題があると、そんな時間があるのだったら子どもたちと一緒にいる時間をつくりたいという意見がずっと出ていました。

そういう中で、文部科学省は今回廃止を表明したということで、私は先生方の大事な時間を子どもたちに使っていただくようお願いしたいという、これは私の意見です、述べまして、次に、子どもは自分の進路を自分で選択することはできるかについて質問します。

先ほどの児童憲章についてですが、母子健康手帳に児童憲章全文が載っていることを最近知りました。「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。」と書かれています。70年も前にこのような憲章が定められていたことに驚きながらも、とてもうれしく感じました。子どもは憲法、児童憲章の下で自らの人生、人格の主体に位置づけられているのです。

築上町の教育会議の中で、先ほどの教育会議の中で、人数が少ないから大きいところで学ばせたいと思っている保護者がいるのも事実なんです。また、北九州、それから県立学校等を選ばれ

るという親御さんもその数が結構比率が大きいんですなどの発言があります。それぞれの御家庭で家族で進路を話し合って決めるのはいいことだと思うんですが、教育委員会の会議でこのような子どもの自らの人生、人格の主体としての意見を全く考慮しないような議論は、私は賛成できないと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

ただいまの池亀議員さんの御意見でございますが、委員さんの考えの中でそういうことを述べられたので、それを教育委員会のほうでどうこうというのはできないだろうと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 当然の御返答ですが、私はやっぱり何というか親がもう全部決めるみたいな、この子どもの意見を全然、各家庭は当然子どもさんと話し合って決めていると思うんですよ。でも、この教育委員会として、この子どもさんの意見が当然あると思うんですが、親御さんはこうだと、それから保護者の方はこう考える方がいると。だから保護者とか親御さんの意見だけじゃなくて、やっぱり子どもさんの意見も大事だということは、やっぱり教育を指導する教育委員会としてはやっぱり持っていていただきたいということを述べさせていただきたいと。何かありますか、なかったらもういいです。

次に、文科省は6月8日付で社会常識や時代の変化に合わせて積極的に校則を見直すよう求める通知を都道府県の教育委員会に出し、各地の改善の事例を紹介し、教育委員会の取組み、学校単位の取組みについても事例を示し、校則の内容や必要性について、児童生徒、保護者と共通理解を持つことが重要だと呼びかけていると報道されていますが、築上町はこの校則についてどのように対応しているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

教育委員会といたしましては、現在、椎田中学校、築城中学校とも今の校則は、中学校として、そして社会常識としてふさわしい服装とか、それから行い、行動を定めている規定、つまり心得程度のものでございます。私どもも毎回こういう入学説明資料の中にもそういうものが生徒、そして保護者に分かるように説明しますので、これを私どもの教育委員会にも出していただきますが、内容を確認しても特に問題になるようなところもございませんので、特に現在のところ指導するというようなところはございません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 文科省がこういう通知を出したというのは、全国に問題となっている校則が今物すごく出てきているということで、私も築上町がどういう校則か知りませんので、今回文科省からこういう通知が出ましたので、ぜひそれは今度見せてもらって、これから勉強してよい校則になるようにお願いしたいと思います。

次に、文科省の調査で小中学生の視力が悪化したことが分かったが対応はということで、裸眼視力が1.0未満の小中学生の割合が過去最高だった前年度を上回ったことは、文部科学省の2020年度学校保健調査で分かりました。

長崎県保険医協会の調査では、学校健診で要受診と診断されながら未受診の子どもが眼科で55.1%との調査結果を発表しました。築上町では状況はどうでしょうか。

また、その改善のための教育委員会としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

視力の悪化についてでございます。本を読む姿勢やタブレットの使い方などについて指導を行うとともに、実際の使用時におきましては適切に休憩を入れたり、タブレットを使用しない活動と組み合わせて行っております。家庭においても、本を読む姿勢やゲームやタブレット等について、長時間使用しないように協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ぜひ子どもさん、目が悪くなっている方が多いらしいので、ぜひ学校でもぜひ見守っていただいて、少しでも良くなるようにお願いしたいと思います。

次に、オンライン学習で学校現場が混乱したとの報道があるが、築上町の学校はどうかということで、先ほどから築上町は大変良くできているというふうなお話で私は喜んでおります。

新聞報道によりますと、先ほど宗議員から、大阪の寝屋川市が大変いろんなことで進んでいるというお話があったんですが、寝屋川市は先ほどのオンラインの家庭の負担を軽くするために、市の財政で家庭のオンライン状態を市が負担しているというような進んだところですが、この新聞報道に出ているのは、大阪市教育委員会、これは大阪市のほうです、大阪市教育委員会は4月、市長による突然の方針転換を受け、原則としてオンライン学習を実施するよう各校に通知した。しかし、多くの学校でネット環境が整っていなかったため満足に実施できず、学校現場や保護者から不満の声が上がっていた。

木川南小学校の校長は5月、市長、教育長に提言書を送付した。市長が全小中学校でオンライン授業を行うとしたことを発端に、そのお粗末な状況が露呈、学校現場は混乱を極め、何より保護者や児童生徒に大きな負担がかかっているとして教育行政の見直しを訴えたという報道があり

ます。

築上町のオンライン授業、先ほどからもう聞かなくても進んでいるというお話でしたので、ぜひこのような混乱の起こらないような状況を、今でも完璧ではないと思いますので、本当に全ての子どもさんたちが学力の差が生じないような施策をぜひ求めていきたいと思ひまして、これはもう答弁は結構です。

次に、子どもの自殺者数が過去最多を更新しているが、長期休みが明ける前後の時期に子どもの自殺が増える傾向がある。学校に行くということが子どもたちに死に匹敵する恐怖や不安感を与えているかということで、厚生労働省によりますと、2020年の小中学生、高校生の自殺者数は前年より100人増え、499人と過去最多を更新しました。一斉休校が本格的に再開した6月以降は毎月自殺者数が前年を大きく上回り、今年も同様の状況が続くとしています。

臨床心理士で元武蔵大学教授の武田信子さんが著書の中で、「今の日本では教育という名の下に子どもたちに対して不適切な行為がなされていると考える」と述べ、マントリートメント、日本では時に虐待と訳されますというのは言い過ぎではないかという指摘がありますので、一つの象徴的な事例を挙げましょと、新学期が始まる日の自殺数の多さを挙げています。そして学校に行くということが子どもたちに死に匹敵する恐怖や不安感を与えていますとして、社会システムの構造的な問題を指摘しています。自殺する子どもたちにとって学校に行くということは、死に匹敵する恐怖や不安感を与えていると考えますか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

この自殺防止に対する取組みでございますが、いじめ問題をはじめとした毎月のアンケートによる子どもの困り感を早期に発見することや人権に関する学習を積み重ねてきております。また、本年度は特に困ったときや悩んだときの相談方法、手段に力を入れております。具体的にはタブレットを使用しての文部科学大臣の呼びかけ、その閲覧や命についての動画視聴、相談先の情報取得等、それらに関する学習を1学期及び2学期の初めにも行っております。

また、学校では心理面でのサポートのできるスクールカウンセラーも配置しております。さらに県からも子ども一人一人に啓発カードが配付をされているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私もこの臨床心理士の方の意見、ちょっと極端だなと私も思うんですが、先ほどの国連子どもの権利委員会の意見にもありますように、本当に子どもたちは競争的な中で苦しんでらっしゃるということがこの先生も言っているんじゃないかなと思います。

次に、生理の貧困について町の対応をお聞きします。

政府の女性活躍、男女共同参画の重点方針2021に生理の貧困が盛り込まれました。指針の中で、地方公共団体が相談支援の一環として行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金により支援としています。この地域女性活躍推進交付金というのは何でしょうか。

○議長（武道 修司君） 樽本人権課長。

○人権課長（樽本 知也君） 人権課、樽本でございます。

交付金については物品の購入のみでしたら対象にならないということを確認しております。先ほどの生理の貧困についての町の対応についてでございますが、9月の補正予算におきまして、3款1項9目男女共同参画推進費に消耗品費31万5,000円を予算計上いたしました。

実際の支援の方法といたしましては、築上町社会福祉協議会が実施しております18歳未満の子どもを持つ方を対象とした築上フードバンクと提携して、希望する方に対して昼用・夜用の生理用品を支援する計画でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） それは小中学校のトイレに配置するという事はできないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 樽本人権課長。

○人権課長（樽本 知也君） 今のところ月当たり4万5,000円、そして昼用・夜用を50セットで7か月予算を計上しておりますが、フードバンク等の状況を見て、もし対応が可能ならば対応はしたいと思いますが、実質小学校のほうでも保健室等でそれを配付しているというのを聞いておりますので、当面はそちらのほうで対応が可能かと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 北代議員が6月議会で質問したように子どもたちはやっぱり申告するのが嫌だという方という方もいらっしゃると思うんですね。

6月議会で町長は北代議員の質問に「一応コロナ禍の中だけならいいかも分らんけど、これが常駐的になった場合、ちょっと困る場合もあるんで」とお答えになりました。このときに北代議員が紹介された#みんなの生理は、「支援がコロナ対策の一環とされることについて、このままでは一時的になる可能性があります。持続的な取組みが必要です」と生理の貧困がコロナ禍特有の問題ではないことを訴えています。

率直に申し上げて、ちょっと困る場合があるのは町長ではなくて、生徒さんたちのほうではないでしょうか。私はトイレにトイレットペーパーがあるように、トイレに生理用品もあるのが当たり前ではないかと思えます。今課長さんがお答えになったように、今の分でトイレへの配置も

できるのではないかというような答弁がありましたので、このハッシュタグ、みんなの生理の方たちがおっしゃっているように恒常的な、これは消耗品ですのでトイレットペーパーと同じだと思うんです。長い目で考えていただいて、これから日本の中でこういう声が今どんどん起こっていますので、築上町だけでは難しいかもしれませんが、これから変化が起こってくると思いますので、町長もぜひ前向きに考えていただきたいと。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいまの人権課長の答弁は、基本的には貧困家庭の生理用品の支給ということで、社協を通じての配付ということで、これが今議員の言われるようにトイレに配付すれば、全対象人員全てをやらなきゃいかんという形になって、予算的にはやっぱり莫大なお金になるかと思うので、ちょっと今のところは様子見をしながら、今の貧困対策ということで社協のほうにお任せして、所要な分は自分で社協に頂いて、そこで学校まで持っていくと、そういう形でとっていただければありがたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今の時点ではそうでしょうけど、これから全国的なこういう今声がマスコミ等でも騒がれておりますので、そういう流れができて、国のほうからそういう予算がぜひ出させるように私たちも頑張りたいと思いますが、この運動をやっている方々も頑張ると思いますし、行政としてもやっぱりそういう声を上げていくということが大事だと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それから、次の福岡県が保育園のバス送迎のガイドラインを策定するとしているが、町の対応はについて質問します。

7月29日の夕方、炎天下の車内に閉じ込められた男児が発見されました。母親は当日を振り返り、なぜこのようなことになってしまったのか、とても理解が追いつきませんと胸中を吐露したそうです。本当になぜというような事件が起きました。

県は送迎バスの運行など保育園の安全管理に関するガイドラインを策定し、職員ら複数員での運行を原則とする方針を固めたとされていますが、この母親のなぜこのようなことになってしまったのかという気持ちは、安全管理に関するガイドラインを策定すれば解消されるのでしょうか。私はやっぱり今のこのそういう事態が起こるような状況も行政、それから社会みんなで変えていく必要があるのではないかと思います。昨日課長さん、方針が出たら対応するとおっしゃいましたけど、それも当然大事なことです、みんなでそういうことが起きない社会をつくっていきたいということでちょっと感想だけお願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

昨日の答弁の際、お悔やみを申し上げましたが、親御さんのお気持ちを考えますといたたまれない気持ちでいっぱいでございます。

ガイドラインを策定すればこれが解消するののかということについてですが、事故を未然に防ぐためにガイドラインを策定するわけですが、ガイドラインがなくても事故がない園がほとんどです。それはどういうことかということ、最終的には保育士や施設長の考え方や子どもたちへの向き合い方が反映されているところと考えています。

町内の保育所につきましては、子どもの安全について今後も確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ぜひ、みんなで子どもさんたちを守っていくように私たちも頑張りたいと思います。

以上で本日の質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は午後2時10分からとします。お疲れさまでした。

午後1時56分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（武道 修司君） 続きです。

8番目に、8番、工藤久司議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 9月議会、最後の一般質問者として、通告に基づいて、一般質問をさせていただきたいと思います。

昨日、議員からの町長に対する進退伺の質問があったときに、町長から、来年の町長選にも出馬するというので答弁がありました。どういうことを町長が述べるのかなと少し期待をしていましたが、あまり熱くなるような思いがなかったのが非常に残念でした。

昨今、議員になり手がないとかいうようなことも言われる中、やはり正式協議を示せない、示さない今の世間、これは我々議会にも責任があると思いますが、選択肢がある町長選を期待しております。今のところはないような感じですが。

そこで、今日、今回の一般質問ですが、自治会制度と学校教育についてということで、通告をさせてもらっております。この件に関して、学校教育に面しては、いろんな方から同じような質

問がありました、私なりに質問させていただき、答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1問目というか、最初の質問ですが、自治会制度について。

現在、自治会が、資料をもらいますと、6,000世帯今あるんですね。自治会が66、その中で約6,042世帯と資料にはあります。戸数、世帯を見ると、やはり大分、以前に比べて少なくなったというのが印象であります。

この中で今、合併当時ですかね、合併のときは自治会と、旧椎田の自治会と制度と、たしか、築城のほうが町内会というような制度だったと思うんですね。それを自治会制度に統合して今、進めていると思います。非常に高齢化の中、今、自治会も役員選任に非常に苦慮しているという話も耳に入ってきておりますので、その辺り、今現状、行政が知り得る自治会のそういう問題点、ちょっと通告にはありませんが、実際に自治会というのが制度が今、自治会自体がどういうことで困っているのか、そういう要望とか等々、もしあれば、最初にちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいまの質問のありました自治会で困っているという事項なんですけど、今、町政懇談会、今年、今回中止になり、集まってするのは中止になりましたけど、各自治会のほうからいろんな意見とか質問を頂いております。その中で困っているようなことというのは、やはり自治会の草刈り、地元の草刈りとかでやはり高齢者が増えて、若者が減って、なかなか作業ができづらいとかいう質問とか、そういったのが上がっております。

また、多分、役員とかも限られた方でやられていると思うので負担が多かったり、そういったところは感じているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） いろんなことで、実際、本当困っているんだなと思います。それで、その中において、今、うちの行政から、自治会の推進交付金ですかね、まちづくりの、それが、大体、年間三千数百万出ていると思います。その中で、自治会でできることはやってくださいというような流れで、この自治会制度というのがあると思うんですが、それともう1つ、地区計画というのを上げていただいて、それから町長がどういう形で吟味して優先順位をつけているかは分かりませんが、地区計画というのが各66自治会から、短期、中期、長期と相当な数が上がっていると思うんですね。最初にその数、その数とどういう内容の地区計画の短期、中期、長期の内容が多いのかを担当課で構いません。町長分かれば町長でもいいですが、をまず、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

ただいま質問のありました最新の地区計画は、令和3年から令和5年度にかけての3年間の計画となります。

地区計画の数は、66自治会の合計で828件です。内訳としましては、短期が514件、中期が211件、長期が103件です。

短期については、2から3年に整備を必要とする事業、用地とか、補償とか、登記等に関係なくすぐ取りかかれるものを短期計画としております。

中期計画としては、用地買収とか、事業の分割とか、5年計画をめぐりに実施が見込まれる事業を中期計画として考えております。また、事業的に補助対象の採択を要しなければ実施が困難な事業、そういったものを中期計画としております。

長期計画については、短期、中期で困難な地域全体で取り組むような事業を長期計画と考えております。

地区計画の内容につきましては、建設課対応の道路拡幅や舗装、水路の改良、交通安全対策、河川改修などに関するものが多く上げられております。地区計画828件のうち、706件が、約8割程度になりますけれども、建設課対応の事業となっております。

あと、進捗状況については、令和3年度から5年度にわたる計画であり、取りかかったばかりあるため、まだ完了したものが少ない状況です。予算的に対応が可能なものはすぐ対応できますが、建設課が主に対応する道路拡幅とか舗装など高額な工事が必要なものは、毎年数件ずつしか実施できない状況です。

あと、66自治会の地区計画が多数ありますので、できるところから少しずつ実施している状況です。

まちづくり振興課からは以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 数が毎年、毎年というか、令和3年から令和5年までで、全体で800を超えていると、その中でできるものからやっ払いこうという形でやっても、なかなか数的には本当に僅かなものではないかなと思うんですね。

短期、中期、長期という観点から、各自治会の自治会長さんを中心として、役員さんまたは地区の総会等々でよく要望とかを取って、その中で役員さんのほうから行政のほうに上げているというのが現状ではないかなと思うんですね。中には、何年しても何もしてもらえないというような声も時に耳にします。ですから、そこをもう800も出すこと自体がですよ、少し無理があるんじゃないかなと思うんですね。本当にその自治会で、本当に緊急を要するものとか、行政と相

談をして、先ほど言ったあまり高額の予算がかかればまた問題だろうし、そういうものを少し吟味をしながら、本当に実効性のあるものを毎年毎年して行ってやったほうが、自治会としても成果として今後の行政に協力をする体制とすれば、非常にいい関係が保てるのではないかなと思いますが、ちょっと800もあつたら、町長も全然分かっていないだろうし、恐らく担当課も大変だろうと思うので、その辺りをもう少し精査していきながら、地区計画をやっていくということのもひとつ考えて見たらどうかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この地区計画で、ほとんど短期については事業実施、可能な分は2年ないしそれで大体完了しておると思います。小さな事業も多いんですね。例えば、防犯灯をここに設置してくださいとか、そういうことについては、年度途中でも補正でもかけられる状況があるし、そういうことでほとんどそういう短期について、ただし、皆さんのコンセンサスを得ていない事業まであるんですね。一応、自治会長さんが独断で出してきたとかそういう形もあるんで、そこはちょっと皆さんの合意が取れているかどうかという確認もしなければいけないというようなことで、それぞれに自治会の大多数の皆さんが、この事業については合意しておるということで、自治会で順番をつけて出してくださいという形の中で、800の中でも順位があります、実際。その分から1位からやっていっておると。できない分は除外していっておるとというのが現実でございまして、あと、中期についてはやはり非常に補助事業ということで、防火水槽とかそういうものについては補助事業で対応していかざるを得ないという形になりますし、少しハードになれば、そういう形でちょっと時間がかかるということで、ソフトとそういうちょっとしたハードであれば、地元原材料支給等々も可能な事業もありますし、それはそれで担当課のほうがちやんと対応しておると私は理解しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） だけど単純に、先ほど担当課が短期で500、66あつても、毎年毎年もうこれ3年間、やっても結構な年数がかかるわけですよ。その中には、今町長が言われるように、本当に地域の合意、本当に取れているのか。ですから、先ほど私が言ったように、地区計画を上げる前に、やはりそういうものをきちっと自治会と、それを何というんでしょうね、そういう場を持ってしたほうが、地域は一生懸命考えて挙げて、結局、何年もできていないというその虚しさだけしか残らないわけですよ。ですから、そこを少し行政のほうも手を加えるとか知恵を貸してやって、こういう形であればしやすいよとかという形で現実味のあるものからやっていったほうが、地域と自治会と行政の関係というのは保たれるのではないかなと思うので、その点を私はどうですかということが質問なの。ですから、コンセンサスがとれないものを

町に持ってこれても、やろうと思ったら土地の関係できないなんていうのは、それは論外ですよ。ですから、そういうものを上げてくるのではなくてということです。ですから、もう少し絞ってというか、というような形でしたほうが何回も言いますが、地域と行政の関係というのよくなるし、地域もやはり達成感というかですよ、自治会もそういうものが得られるのではないかなということですよ。もう一度、町長、その点の回答をお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自治会の地区計画ということで、これは自治会の計画をやはり尊重しながら、そして実態は町が把握していくと。一見して、随時、全部把握ちいうのはこれ難しいです、実際。だから、事業実施で今年度やるんでいいですかという話をしながら、そしたらコンセンサスのないで、いや、ここ反対だという声が上がったり、そういうものについては、一応できないということで了解をしていったちいうのが現実でございまして、提出時に全て把握しようという、これはできるものではございませんので、地域の実情の計画を出していただいて、これを実施、やりたいならこれでいいですかという形で予算づけをするときに地元に一応予算づけをやるという通知をしながらやっていっておるちいうのが現実でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） もうちょっと何回も、今、先ほどの答弁と一緒になんですよ。（発言する者あり）いや、そうではなくてと言っている。（発言する者あり）いやいや、違います。私が言っていることは。私が言っていることは答えていないんです。町長が言っているのは、これは理解できていますよ。その把握するのは無理だろうし。だから、コンセンサスの得られないものを上げてくる前に、きちっとそういう場をつくって、できるものからやっていって800も上げるよりは、実現的なものから自治会にしてやったほうがいいんじゃないですかということと言っているんです。ですから、そこを、今後、対応としてやっていったほうが、66自治会、また自治会長さんもやっぱり挙げるのには挙げがいがあるんですよ。そこを私は、町長にそういう形でもう少し織り込んだような形の自治会、いや地区計画というのは、当然、これから必要じゃないかなということの質問をしているわけなので、ですから、いやいやもう自治会に任せているけいいんだよといったらそれでいいんですよ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 短期については、本当ほぼ計画的にこれは実行していけるというのを御理解してもらわんと、短期で全部、だから中期辺りが用地交渉がまだできないのに、最初はできていると言って、実際、かかるようになったらなかなか用地交渉ままならないと、こういう事業が出てきておるんで、こういうのをやっぱり皆さんで全体的に。短期の分はもう、若干すぐ、そんなに用地とか要らない事業なんで、ある程度は合意ができて、短期的な事業については、平均

的に1つの自治会に偏ることなく、満遍なく、800を何年かにそれを振り分けて実行しておるというのが現実でございまして、そういうことで、短期についてはほぼ実際的にはやっておる。ただし、我田引水的な事業はやっていないという形になりますので、そこは理解してもらいたいと思います。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。

町長の説明に合わせて、自治会長会の中でいろいろ議論もしていきたいと思っております。地区計画についても以前は1年で、1年ごとに提出をしてもらうようにしておりましたけれども、もう実際に、なかなか1年間でできる数が限られるということで、自治会長会の中で話をしながら、3年計画で、3年に延ばして計画をつくって、急に必要になった分は計画変更でしていこうとかいう議論をしてきましたので、そういった地域が、自治会が持っている問題の全てを挙げてくるのか、あと絞って挙げてくるのか、その辺は自治会のほうともちょっと協議してみたいなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） そのとおりなんです。もう担当課長のほうが理解はしてくれているなと思いましたが、町長。ですから、私が言っているのは、自治会と協議をして、やみくもに今までどおり挙げてくるのではなくて、その協議する中で実現可能なものを各66自治会の自治会長さんに挙げてもらったほうが実効性もあるし、自治会長からすれば、自治会とすれば、やはり達成感というのもあるんだろうから、そういうふうにしたらどうですかということなので、今、桑野課長はそういう形で自治会と協議をしてやっていくということなので、町長、それでよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですね。そういうふうに答えたら、2回も質問しなくてよかったですけど、町長、腰の骨が折るのがうまいけですね、どうも話がかみ合わんところが……。 （発言する者あり）それがね、非常に上手やなと思いつつながら。

次の、そういう形で地区計画がなるべく実現されるようなというような形を800も出すのではなくてということです。高齢化した自治会長さんが必死で頑張ってますよ、一生懸命考えてやってくるわけですから、そこは最善の配慮をしてやるべきだということです。

次が、自助、共助、公助ということですが、これは読んで字のごとくです。ただ本当に自治会の中で、町長、自助。どうも、とりあえず役場に行ってどうかならんかというような、そういうような少し流れがあるような私は気がします。確かに、地区計画というのがある。現場で指揮をね、物事が自治会でやるという制度もあるのは知っています。

ただ、何かというところちょっとこれどうかな、じゃあ、ちょっと役場に行こうかというような、

やはりこの自治会制度の根本ですよ。先ほど言ったまちづくり推進交付金ですか、そういうものを66自治会に配っているわけですから、自分たちでできることは自分たちでして、コミュニティーをしっかりと確立してくださいよ、地域をとということだと思っんです。ですから、そういう意見が時にあるんですが、その意見が町長、あると、これもそのよもやま話みたいな話ですけども、天の声で、あそこができたとかね、あそこはどうだったとか、私も言われたことがあります。あなたに言っても何もできんから誰々に言ったとかいうようなことも時に耳にするんですよ。ですから、まさかそういうことはね、ないとは思いますが、まず自助の部分の、そういう自治会で原材料だけ持ってやって今進んでいるとは思っんですが、現状、どの程度、分かる程度ですよ、各自治会、各自治会から把握できていないと思っんで、昨年度でもいいです。自治会で、原材料でやった事業、それはどれぐらいあるのかを、担当者が分かれば、お願いします。

○議長（**武道 修司君**） 神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。

ちょっと原材料支給の数はちょっと今は把握しておりませんが、簡易な補修に関しては、原材料支給、重機借上げ制度で行っているところでございます。ちょっと数については、ちょっと今ありません。

以上です。（「金額は分からんやろうかね」と呼ぶ者あり）

建設課、神崎でございます。

昨年度の8款2項15節の原材料費の分ですが、これが304万637円でございます。一応、件数17件。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） この原材料支給というのが、本当に先ほど地区計画とはまたちょっと違って、自治会で自分たちで汗かこう、自分たちで地域をよくしようという、本当にもう自助の何というんだ、最先端みたいなんだと思っんです。ただ、今、それが少し止まっているという話を聞きました。ですから、どういう理由で止まったのかは深くは言いませんが、まず、ここ早く、条例をしっかりと見直して、原材料を支給が止まって困っている自治会もあるようです。ですから、今どの形でその条例なりを精査して、今もその状態いつぐらいに原材料支給というよなのが可能なのかな、分かれば、お願いします。

○議長（**武道 修司君**） 神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。

原材料支給制度につきましては、6月議会で御指摘を受けましたので、現在、事務の見直しを行っております。現在は制度自体の見直しと、現在の制度でどこまで対応が可能なのかを精査し

ているところでございます。

原材料支給については今再開しておりますが、重機借上げについては、まだ検討中といったところでは。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） ぜひ早く整備をして、元の状態に戻るようにと。

もう1つは、本当に何というんですかね、使い目のいいというか、自治会が原材料を要求するとき、要求しやすいような形の条例をきちっとつくっていただきたいと思います。今までどおりではなくて、もっと自治会が原材料を支給することで自分たちでやりたいという気になるようなですよ、そういうような形で持って行っていただきたいなと思いますので、町長、よろしく願いしますが、いかがですか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 地元がよくなることは、それは当然。そして、あと整合性をちゃんと地元が取ってもらわないと、もう一応、原材料を支給しても、自分たちで全く施工せんで業者に任せっきりとかその実態があるんで、そういうのは厳しくやっぱり指導しながら、やっていくべきだろうと私は思っております。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） ぜひ、その辺り非常に何かグレーというか、難しいところがあると思いますが、しっかりとそこは把握しながら、自治会と協力し合いながら、自助の精神をもっともって持っていただけるような形でお願いしたいと思います。

この質問を終わらして、次に学校教育についてですが、これもいろんな議員さんが質問をされたので、ちょっと違う観点なんですけど、まず最初が、コロナ禍で大変ここ最近、築上町も増えていますし、築上町だけではなく、近隣市町村も増えているというのは、皆さん認識していると思います。

私が6月議会の際に質問したときには39名だったのが、この3か月で九十、今1名、90名ですかね、90になったということです。

6月にも言ったとおり、やはり感染症者の年齢を見ると、やっぱり昨日の答弁でもありましたが、10歳以下が2人、20代、30代、40代と、やはり6月に指摘したとおりになったんですね。うちだけじゃないので、よそもそうだとわれりゃそうかもしれませんが、やはりそこにワクチン接種で頑張っている職員さん、本当に大変だということも聞いております。その中で、いかにこれを抑えるかということが必要だったと思いますが、悲しいことに小学生にも陽性者が出てしまったということでもありますので、ここは、町長、今のうちの、コロナの3か月で約

50人増えているわけですよ。この状況を、町長、今、どういう状況だと感じていらっしゃるんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、デルタ株といいますかね、変異種が今、出回って来ておると。そしてその感染が若い人にも、一応、若い人、一応うつりにくかったんですけど、これが、変異種が全ての人間に、一応、うつっていくという状況になってきたというふう。それで一応ワクチンも、接種は若い人は倦厭者が多かったんですけど、最近接種をする希望者が増えてきたということで今、75%、全体の75%しか接種しておりませんが、12歳から15歳までの方も非常に希望が多いということで募集をしております。

それから16歳以上の方も再募集ということで、一応、これはネットで募集という形にしておりますけど、一応、ある程度、また申込みが来ておるということで、最終的に、私は80%取れる数字になるのではなかろうかなと思っておるところでございます。

2次が今64%で、大体、1次を受けた人は、第1回目を受けた人は、ほぼ2回目も打っていただける傾向にあるんで、ほぼ第1回目のパーセンテージと同じような状況には、最終的にはなってくるのではなかろうかと。

あとは、基本的には、やはり不要不急の外出を控えて、都会にはもう絶対行かないと、ある程度、我が町から出らないと、こういう方策を皆さんが合意を取っていただく、これは町の私は役割だと思う。皆さんに呼びかけていくの。

あと、うつって、一応、陽性が出たら、県のほうに、先ほども話がございましたけど、県と話をしながら、そして分かる情報はこっちへもらえればいいけど、なかなか両方もらえないんですね。ただ、築上町から、いわゆる濃厚接触者、何番の濃厚接触者で、一応築上町に何歳の女性、男性が、一応、陽性となりましたと。これくらいの情報しかもらっていないんで、ある程度いろんな情報が頂ければ、また対応も若干できる状況もあるんですけど、これがないというふうなことで、今はとにかく、感染防止を呼びかける、これしかないんで、広報でもいつも広報ちいうか無線でも呼びかけておりますし、そういうことで感染者が出た場合は、一応、今日何名でいましたと、この放送で。そしてあとは、人権に皆さん配慮していただきたいと。そういうことで、もう築上町としては、今のところは皆さんに呼びかけて、とにかく広範囲な外出を避けていただくと、これしか今のところ、そして手洗い、それからうがい、マスク、こういうのを入念にやっていたらいいと、これしかもう追いかける方法はございませんので、今後も、これを続けていくしかないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 本当にそのとおり。ちょっと、でも、私を感じるのに、もっと町長の発信、強い発信というのが僕は必要だと思いますよ。確かに、今、無線放送で状況も出るし、不要不急の外出等というのは放送も聞きますが、皆さん、家にずっといるわけではありません。先ほど冒頭で言ったように、やはり町長の熱い何というかね、気持ちというか、熱量というか、それがやはりもっともってあっていいと思います。ですから、放送を延ばせるのではなくて、もっと違う方法があるんだろうなと思います。各自治会も何かいろいろやっているみたいですから、そこはしっかりと、何というんですか、まねできるところはまねして、もっともって熱い情報発信をしていただきたいなというのはお願いします。

ちょっとずれましたが、質問は、コロナ禍による環境の変化で、学校の2学期の登校状況はどうかということです。

単刀直入に聞きますが、今、何ですか、オンラインでやっているの、1つの学校だけですね。ほかの学校での登校状況というのに何か変化はありますか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

新型コロナウイルスに関する不安が要因で、登校できていない児童生徒の状況でございます。

2学期の初め、3日間について、ちょっと調べてまいりました。

小学校が21名、中学校が7名です。これまで学期初めや緊急事態宣言のもとではほとんどいなかった欠席ですが、今回は不安のほうも大きいのかと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 従来の不登校児ではなくて、新たにといったらかもしれませんが、こういう不安の中で、やはり学校に行くことでコロナ感染すりゃせんかとか、いろいろそういうような不安な気持ちもあるのだろう、また、親の気持ちもあるかもしませんが、新たに28名、小、中合わせて。というのが、非常にもうそんなにないかないかなと思ったので、この3日間で、ということは、まだまだ増える可能性もあるし、というようなことを考えると、やはり何らかの対策がやはり必要なんだと思います。

次にも書いてあるとおり、オンライン授業とか、そういうものでいろいろそういう学力の低下を避けるというのやっているようですので、その辺りも聞きたいとは思いますが。

この教育長、21名、7名という数字を3日間調査して、この数字を見て、どう感じましたか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員、御質問の件でございますが、私自身も9月1日が一番多ございまして、非常にやは

りこのデルタ株の感染力の強さということ、親御さんも子どもも含めて不安に思っているなどということは、もう強く感じたところでございます。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 学校は安心安全という位置づけにある中で、やはり保護者の方が不安を持って、また、子どもも不安を持って、こういう数字というのは、やはり学校に責任もなく、教育委員会がどうだこうだではなく、やはり今、コロナというもののそういう、世の中がそういう状況になってしまっているんだというのが。ですから、次に続くんですが、そういう学校に行けない子どもたちに、やはり学力の低下を防ぐためにオンラインという授業をしていると聞きましたが、いつから開始をしたのでしょうか。

それと、反響というか、現状、オンライン授業がどの程度子どもたち、また親に浸透して、実施できているのかをお願いします。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。

オンライン授業につきましては、1日の日から実際は実施しております。各小中学校におきましては、1学期に数回タブレットの持ち帰りも行っておりますし、夏休み期間中にも家庭学習に使うようにということで、実際、家にも持って帰っております。

また、先生の職員研修も1学期、また、夏季休業中、夏休み期間中にも行っております。それで、今回のタブレットの使用につきましては、朝の健康観察や学習指導、それから授業の配信などもオンラインで行っているところでございます。

また、タブレットの持ち帰り用バッグ、それから家庭用の電源装置についても、若干、遅れましたが、やっと入手ができましたので、各自に配付が終わったところであります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） これオンライン授業の状況というのが、ちょうど私がこれ質問出すときは休校ではなかったんですね。何でこの質問出したというのは、たまたまこういう状況になって、休校になってオンライン授業となりました。私は、オンライン授業の目的というのが、先ほど言っていた不登校に対してなんです。ですから、不登校児の中に、やはり学校に行きたいという子もいるのではないかなと思うし、休んでいる期間、学力、授業出ていないですから、授業日数が足りなかったりとか、学力は当然低下していると思う。その子どもたちにオンラインでずっと授業流すことで見てもらうことで、少しでもその次に役に立てればいいのではないかなということで、このオンライン授業をぜひやってほしいのと。対象は皆さんですけども、特にそういう学校に行けないで悩んでいる子たちに、オンライン授業で配信していただきたいですね。

今課長のほうから、大分、整備できて、オンライン授業やっていますということなんですが、その中に、そういう学校に行けない子どもたちのその何て、状況の把握というのは、学校はできているかもし分かれば、状況を教えていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員御質問のオンラインですが、今休校になっている学校は、もう当然、オンラインをしておりますが、先ほど申しました28名の児童生徒の分につきましても、実は、学校のほうの授業、そのクラスについては、学校の授業の様子をタブレットで配信するというので、御希望によって配信を行っております。実際に、不登校の子どもさんについては、中学校のほうでは、そういう子どもさんについてはタブレットを持ち帰して、要所要所で健康観察も含めて、授業配信等も考えているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ぜひ28名だけではなくて、前回聞いたその不登校の子どもたちに対しても、学校の先生たちにとっては非常に負担かもしれませんが、しっかりその辺りは家に行って、やっぱりタブレットあると思うんですよ。今ネットの環境というのも、ほとんどどの家庭もあると認識していますし、先ほど池亀議員の質問の中にも14件だったですかね、そういう機器の貸出しも行っているということですので、ぜひそこは、休校になっている子どもたちは当然なんですが、それ以外に学校に行けない子どもたちのそういうケアというのを、このオンライン授業でぜひしていただきたいなと思いますので、よろしく、教育長、お願いいたします。

次なんですが、これ先ほど池亀議員も言いました小中一貫校に関してなんです。

合併時の現在の生徒数と児童の数ということなんです。合併時と今現在です。何が知りたいかというのと、どれだけ子どもが少なくなっているのかということをやっと、私自身もそうして、皆さんに把握していただきたいなという面で、この数の面を質問させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

児童生徒数の推移でございます。

まず、小学校でございます。平成18年のときは1,082名です。それから令和3年、今年度でございますが、794名、288名の減です。

それから中学校です。平成18年度は537名、令和3年度で397名、140名の減となっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 少子化という（ ）の中で、平成18年、1,000人を超えていた小学生が今、800人を切っている状況、中学校にしても537が397と、やっぱり140名の少子化による生徒数の、生徒児童数の減少ということですね。

もう1つはね、今度、椎田小学校、町内の小学校から椎田中学校、築城中学校ではなくて、他の中学校に通う生徒数が分かれば、お願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

町内以外の学校に、中学校に行かれるお子さんの数でございます。

昨年の3月に小学校を卒業された方で、県立に行かれた方が11名、私立に4名、合計15名です。総人数が146名のうちでございます。率にして10.3%。

それから、今年3月に卒業された方でございますが、県立に行かれた方が14名、私立が2名、合計16名です。149名中の数字でございます。率で10.7%となっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 大体1割ぐらいの生徒が私立または県立のほうに行かれるということで、これが多いのか少ないかということになると、先ほど課長のほうから全体数を答えていただきましたが、これよりもまだ若干減っているということですね。卒業時には減っていくということですね。中学校来るのですね。

何でだろうか。どうして1割もの生徒がほかに行くんだろうかと。そう考えたときに、いろんな家庭の事情だったりだとか、個人の問題もあるかもしれません。1つは、本当にその中学校に魅力があるのかなというところも、ひよっとすれば、私、あるかもしれません。

ですから、次の質問に関わってくるんですけど、椎田校区の小中一貫校をつくるというその目的というのは、何が目的なのかな。メリット、デメリット、将来のを目指す全体像と私は言いましたが、椎田校区だけが小中一貫校を目指して、今、国に申請をして通った。今、コンサルに頼んで、いろんなその方向性を出して、国の採択をもらえれば、どんどん事業として、事業ですね、事業として進んでいくとは思うんですね。

しかし、本当にこの築上町全体を考えたときに、この小中一貫校はどうなんだろうというところが非常に胸に何というんですかね、気持ちが悪いんですね。

1つの原因は、原因というか、思いは、町長がずっと10人以下にならないと統合しないというのは、ずっと耳についています。ずっと言っていましたよね。それが突然、6月に小中一貫、

椎田校区だけすると。あまり見ない総合計画を見ても、小中一貫校という言葉は1つも出ていません。中学校2校、小学校8校を継続するという文言しかありません。今の総合計画にはないです。直しているかどうかは知れないけれども、当初はないですよ。その前までもずっとなかったやないですか。ですから、10人以下にならないければ統合しないと行った町長が、小中一貫校にシフトをしたのであればね、それはそれで僕はいいですよ。

ただ、やっぱり毎回言っているけど、遅い。国から何かがあったから、それに乗っかってやる。じゃあ、うちの町の本当に教育行政はどういうことを考えておるんですかということをお問われたときに、小中一貫校は今まで言ったこともないやないですか。だから、教育委員会なら多少なり議論があったかもしれませんが、一言も言ったことは聞いたこともない。ですから、小中一貫校を目指すのであれば、次にも、次の質問に行きますけど、6月でも言いましたよね。築城校区、どうするんですか。八津田小学校、今建てとるやないですか。ここの取扱い、どうするんですかということをお聞いたときに、もう教育長は、八津田小学校は、小規模特認校と答えたですね。まず、ここから小規模特認校というのは、どういうことを想像しておりますか。町長、後で答えてください。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

小規模特認校は、特色ある教育活動を展開する、その規模によりますけれども、個に応じた指導ができるというような、やはりそういうお子さんの中にも、先ほど池亀議員の御質問にもお答えしたように、やはり子どもに合った教育環境を提供するという意味で、小規模特認校として存続していくということを考えているというふうにお答え申し上げたところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 町長、教育長は、八津田小学校が小規模特色のある学校で残すとしても、椎田小、椎田校区の小中一貫校の行く小学校ですよ。数やら日数が分からん。これやったらどうするんですか。

それと町長、10人以下にならないともう統合するというのが、もう町長の頭の中にはなくなったんですか。それと合わせてお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、10人未満、今度、小原小学校もなっています。その中で、1つ、今回の委託事業を受けているのは、文科省から、一応委託事業ということで、将来、国の見本となるべき計画書をつくってあげてくださいよということで、今コンサルを一応選りながら、そして委員さん、査定委員会も一応選定を教育委員会のほうでしておりますが、そういう形の中で1つ、ちょっと先ほど何か、私、ちょっと小学校8校、中学校2校体制、これつくった当時に

現状がここ書いておるんですね。現状がこうですよということで書いて、これを権利とか何とか書いていないんですね。

課題の中に、今後予定されるコミュニティ・スクール、これをつくったときは、コミュニティ・スクールままだできていなかったんです。だから、このコミュニティ・スクールを導入するという形の中で、コミュニティ・スクールは導入できました。全て全校。この中で、さらなる学校、家庭、地域、教育行政の連携が求められるという形の中で、椎田小学校、ちょっと中学校、一応、今回の委託事業の中で、全国のモデルとしてやろうというふうなことで教育委員会のほうが企画して、総合会議の中でかけて、よかろうという話になって、こういう計画書を国に指定したら委託をしようという話になって、予算を、委託金を頂いておるということで、3月までにこの計画書をつくり上げて、あと、これをつくった暁には築上町でこれを実行すると、こういう考え方で上げて、だから、この課題の中を少し色づけできていったと私は思っているところでございまして、ここに、現状がもうおたくがこれをずっと守るというような捉え方をしておったんじゃないかなと思います。そうじゃないんですね。現状がこうですよということで、現状は、小学校8校、中学校2校体制が今継続しておると。そういう書き方でございますんで、誤解をしないしてほしいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 誤解もろっかいもないんで、ずっと10人以下にならんと統合しよったというのを誰もが知っていますよ。誰もが知っていますよ。だから、早く僕は、言うとな統合ありきとか思われるかもしれんけど、全然そうではないんですよ。でも、絶対そういう時期が来てしまうから、早くからそういうことも視野に入れてね、やっていくべきだろうということで、ずっと町長とはこの議論をしてきたつもりです。今回のしょ……。時間もないんでね。築城地区は、じゃあ、どうするんだろうというのがひとつ大きな課題だし、八津田小学校もそうだと思いますよ。ちゃんと考えてください。3年前ですか、4年前に築城中学校建つとるんです。

今八津田小学校は、まさに来年4月からですかね、また開校しようとしている。この事業が採択されました。採択されるのも、町長、国から指定されたみたいなこと言っているけど、これ町が手を挙げたんでしょ。6人、6か5つか何かで、国の予算見ても2,500万ぐらいしかないですよ。国のそのやつを見ても、1つの手を挙げたところについて500万程度予算をつけようみたいなことしかないんですけど、見るともう4年後ぐらいにはね、実施計画みたいなことも書いていましたよ。採択されてどんどん行けば。

そうなると、八津田小学校とか築城地区はどうなんですかということは、私に限らず、みんな思うと思うんですよ。だから築城中学校というのは、築城こっちか。築城校区は、教育長、どう

考えていますか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員御質問の件でございます。この件については、これまでも総合教育会議の中でずっと協議をしてきたことでございます。

築城中校区につきましても、築城小学校、築城中学校の施設分離型の一貫校ということで、教育内容は小中連携したものを教育課程をつくって実施していく。小中一貫校の取組みというものは、その椎田小、中だけに限らず、築城校区についても今協議をしております。施設分離型で実施できないかということは今検討しているところです。下城井、上城井も一貫校と、当初は合流しながら、将来的には統合、存続統合等を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 町長、いいですよ、その。ただ教育の公平とか、公正の観点からいくと、私は、いかなものかなということは言っておきたいと思います。

それと、親の立場になって、町長、考えて見てくださいよ。片や小学校、中学校、小中一貫校か、一貫校ですよ。義務教育学校じゃないです。だけ、1から9までじゃないです。6と3でしょう。ですけど、ほかの中学校は、小学校からは、6年を経過して、その小中一貫校の中学校に入学するわけですよ。そう考えたときに、今教育長、連携と言うけど、親の気持ちとすれば、最初から小中一貫校へ行こうというのは、もう自然じゃないかなと私、個人的には思っています。そうすると、八津田小学校、既存の小学校も、当然、少なくなるよ。ましてや、先ほど課長から答えていただいた児童数の減少、生徒数の減少から考えたら、まだまだ減るしかないんですよ。ですから、統合するなら統合する、もう町長がそこ決断をして、すればするで、お前、10人以下になるとせんちゅうたやないかとは言いませんよ。町長が、そうやって方針をしっかり子どもたちのことを考えて、親のことを考えて小中一貫校で行くんだよということであれば、それでいいんですよ。

ただ、やはり八津田小学校のところ、築城校区のが非常にひっかるし、そこどうなるんだろかとなると、非常に何というの、不公平感が出てくりやせんかなという思いがあります。

もう時間もありませんし、言っても、まだまだあまり決まっていないということなんで、これだけ小学校の児童数、中学、当然、生徒数も減り、なおかつ、1割の子どもたちは、町内の中学校ではない中学校に、自分のその能力、また学力をつけるために行くわけですよ。

やはり、まず最初に考えていただかなきゃいけないのが、町長も、教育長もそうですが、やっぱり魅力ある中学校にしていきたい。

それと、これだけの人口が減少しているんですから、中学校2校いるのかと。極端な例です。小学校が8校も要るのかというところはきちっと議論していただきたい。そうしないと維持費だけかかって、こないだの補正予算でもLEDに変えたり、いろいろ町長してくれていますけど、もっともっとほかのところに予算を分配できるようになると思いますよ。

昨年ですかね、椎田小からちょっと見学に行ったときにも、トイレが使えないとか、どこが荒れているとか、そういうのを見せられると、本当に老朽化だけではなくて、やっぱりそういうところの施設を改善というのが大きな課題であろうし、そこはもう少し先々を考えて、コンパクトな、コンパクトというか、そういうことをきちっと担保してやっていただきたいと思いますが、町長、最後いかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の一応委託事業の中で、それも視野に入れながら、一応、だけでも、椎田小学校と椎田中学校をテーマにしながら、あと小原小学校は、これ当然、一応9名になりましたんで、どうするかということ在地元に持っていきます。その中で、この一緒の形になるのか、ほかの学校と一緒にいいのか、そういうのは地元を選択してもらわないかんし。だから今回の委託事業もあるけど、事業概要が、委託内容が決まったら、それは地元を下ろさなければなりません。そして、皆さんに理解ができたならばそういうことで、そして葛城、西角田校区も、それから上城井、下城井全部の、町内全部に説明まうような形、八津田も、そして私は、前から言っているように、画一性じゃなくて、多様性の学校教育もいいんじゃないかと、このような考え方を私、持っております。だから小中一貫、それと小中連携、そして単独、中学はどれを選ぶかという自由選択制にしてもいい、私自身が今思っておるんでね。あとは、教育委員会のほうがどう考えるかというのは、それは教育委員会におまかせしたいと思いますが、そういう一つの今度は新しい教育環境を模索していくという事業なんで、椎田小学校と椎田中学校を中心にしながら全町的なものを見直していく、いく場合も出てくるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 最後に熱弁を奮っていただきましたが、建物は、町長、つくったら、それは簡単に壊せないですよ。だって、築城中学校もあるし、小中一貫校の椎田学びの何とか知らないんですけどできて、八津田小学校もできて、選択制がどうだこうだと言っても残るんですよ。ですから、もう時間もないんですけど、八津田小学校建てる時、私は言ったと思います。全体を考えてつくってくださいと。そのときにはこの話はなかった。そりゃ、教育委員会ではあったかもしれないけど。やっぱりそこは、町長、10年後20年後、もっといえば、もっと先を見据えた行政運営をしかり、教育行政もしっかりと、教育行政に関してでは、教育長と連

携を取ってつくっていただかないと、国からこんな事業があるから手を挙げて採択された、さあ、行け、ゴーゴーみたいなんじゃない、それは話ならないと私は思っていますので、皆さんに説明がきちっとついて、いろんなものに対するケアができる、子どもに対するケアができるような理解を求められる、得られるような事業で、ぜひやっていただきたい。ぜひというか、また頑張ってください。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

○議長（武道 修司君） これで、本定例会での一般質問が全て終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 09 分散会
